



第6次



西

原

村

総

合

計

画

(2024年度～2033年度)



第6次

西原村総合計画

新たな挑戦 色あせない誇り 明日へつながる みんなの西原村

ごあいさつ

本村は、平成28(2016)年に発生した熊本地震で甚大な被害を受けましたが、震災からの復興に向けた取組の方針となる「西原村復興計画(平成29年度～平成34年度)」の施策・事業と整合性を図り策定した「第5次西原村総合計画後期基本計画」が令和5(2023)年度をもって終了することから、この度、令和6(2024)年度からの10年間を計画期間とする「第6次西原村総合計画」を策定しました。

これまで、多くの皆様のご支援をいただきながら、地震からの復旧・復興に取り組んできました結

果、本年3月には熊本地震からの復興のシンボルとなる総合体育館及び総合運動公園が完成し、完全復興を成し遂げました。また、地震発生により一時的に大きく減少した人口も着実に回復してきており、住民の皆様と協働のもと、積極的に各種施策・事業を推進することで、一定の成果を残すことができました。

しかしながら、深刻さを増す少子高齢化や都市部への人口集中など、本村を取り巻く社会環境が刻一刻と変化を続ける中で、こうした変化に柔軟に対応していくことが、



地方自治の持続可能性を高めることに繋がっていきます。

本計画は、先人たちが築き上げた歴史や風土、豊かな自然や美しい景観など本村にしかない何物にも代えがたい財産を積極的に保全し、未来を担う世代に繋げていくためのむらづくりの基本となる大変重要な計画です。今後とも住民の皆様がふるさとに誇りを持ち、いつまでも住み続けたい、また住んでみたいと関心を持ってもらえる“むら”となるよう『新たな挑戦 色あせない誇り 明日へつながらる み

んなの西原村』の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、計画の策定にあたり、ご審議をいただきました西原村総合計画策定検討委員会の皆様をはじめ、住民アンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き、本村のむらづくりへの積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年3月
西原村長 吉井 誠

◆第1部 「序 論」

1

第1章 はじめに	3
1. 計画策定の背景	3
第2章 計画の概要	4
1. 計画の目的と役割	4
2. 計画の構成と期間	4
第3章 西原村の特性	6
1. 位置・地勢	6
2. 人口構造	7
3. 産業構造	12
第4章 西原村を取り巻く社会の動き	14
1. 深刻さを増す少子高齢化	14
2. 都市部への人口集中	14
3. 価値観や生活スタイルの多様化	15
4. 物価の高騰	15
5. 自然災害の大規模化	16
6. TSMCの熊本県進出	16
7. SDGsの視点	17
第5章 住民アンケート調査	18
1. アンケート調査の概要	18
2. 一般村民アンケート調査	19
3. 中学生アンケート調査	24
第6章 西原村の主要課題	28
1. 産業分野	28
2. 生活基盤分野	29
3. 健康・福祉分野	29
4. 教育・文化・スポーツ分野	30
5. 自治体経営分野	30

◆第2部 「基本構想」

31

第1章 むらの将来像	33
1. 基本理念	33
2. 目指す将来像	33
第2章 むらづくりの方向性	34
1. 産業と暮らしが共に栄えるむら	34
2. 安心・安全な暮らしのむら	34
3. 多様性を受け入れる支え合いのむら	35
4. 豊かなところとからだを育むむら	35
5. 手を取り合い共に歩むむら	36

◆第3部 「前期基本計画」

37

施策の体系	39
SDGsの視点	40
施策とSDGsの関連	41
基本目標1 産業と暮らしが共に栄えるむら	43
1-1. 農業の振興	44
1-2. 畜産業・林業の振興	48
1-3. 商工業の振興	50
1-4. 観光の振興	52
基本目標2 安心・安全な暮らしのむら	55
2-1. 計画的な土地利用と住生活環境の整備	56
2-2. 上下水道の維持・管理	58
2-3. 環境の保全	60
2-4. 消防・防災対策の充実	62
2-5. 防犯・交通安全対策の充実	64
2-6. 道路・交通ネットワークの整備	66
基本目標3 多様性を受け入れる支え合いのむら	69
3-1. 地域福祉の充実	70
3-2. 障がい福祉の充実	71
3-3. 子育て支援の充実	72
3-4. 健康の増進	74
3-5. 高齢者福祉の充実	76
3-6. 地域医療・社会保障体制の維持	78
基本目標4 豊かなところとからだを育むむら	81
4-1. 学校教育の充実	82
4-2. 文化・芸術の振興	86
4-3. 生涯学習・スポーツの振興	88
4-4. 青少年健全育成・社会教育の推進	90
基本目標5 手を取り合い共に歩むむら	93
5-1. 協働のむらづくり	94
5-2. 効率的な行政運営の推進	96
5-3. 健全な財政運営の推進	98
5-4. 広域連携の推進	100

◆資料 編

103

用語集	105
西原村総合策定検討委員会設置要綱	111
西原村第6次総合計画策定検討委員	112
西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱(参考資料)	113
西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員(参考資料)	114

第1部 序 論

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

本村は、平成26(2014)年3月に令和5(2023)年度までの10年間を計画期間とする第5次西原村総合計画を策定し、「みんなが安心して暮らせるむら」、「みんなに選ばれ、訪れるむら」、「みんなでつくるむら」という3つの視点による将来像を描き、その実現に向けたむらづくりを進めてきました。

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、地球レベルでの環境問題、自然災害の大規模化、AI・情報通信技術等の高度化等、この10年間にわたる計画期間の間でも大きく変化しています。また、国は東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域を維持していくことを目指した「地方創生」を推進し、地方の持続的な経営の実現を目指しています。

このような中、本村では、平成27(2015)年に「第1期まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」、令和2(2020)年に「第2期まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」を策定し、第5次西原村総合計画に基づく、本村の各行政分野に

おける施策の推進と持続的な経営の実現に向けた施策の推進を図ってきました。

しかしながら、農業を中心とした産業振興、団塊の世代を中心とした高齢者福祉や住民の健康づくりの充実、将来の村を担う人材づくりのための教育環境の充実等の政策課題に加え、現在は回復の兆しがあるものの、平成28(2016)年の熊本地震に伴う人口減少など、本村の行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

これからの西原村は、村を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、持続可能な行財政運営を維持し、各種政策課題に対して住民と行政との協働のもと、地域自らの責任で自立し、活力とうるおいに満ち持続的に発展していくむらづくりを進めていかなければなりません。

このような観点から、次の時代を展望し、むらづくりを総合的かつ計画的に進めるため、今後のむらづくりの指針となる第6次西原村総合計画を策定するものです。



第2章 計画の概要

1. 計画の目的と役割

①計画の目的

第6次西原村総合計画は、第5次総合計画の実績と評価を踏まえて、令和6(2024)年度からはじまる新しい西原村のむらづくりの指針とすることを目的として策定します。

②計画の役割

本計画は、以下のような役割をもっています。

- 住民と行政が西原村の現状、課題、将来の予測に関する情報を共有するための役割
- 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- 住民と行政の協働によるむらづくりの指針としての役割
- 国、県、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、令和6(2024)年度を計画初年度とし、令和15(2033)年度を目標年度とします。

①基本構想

基本構想は、本村の現状とむらづくりの課題を踏まえ、目指すべき村の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、令和6(2024)年度を計画初年度とし、令和15(2033)年度までの10年間とします。

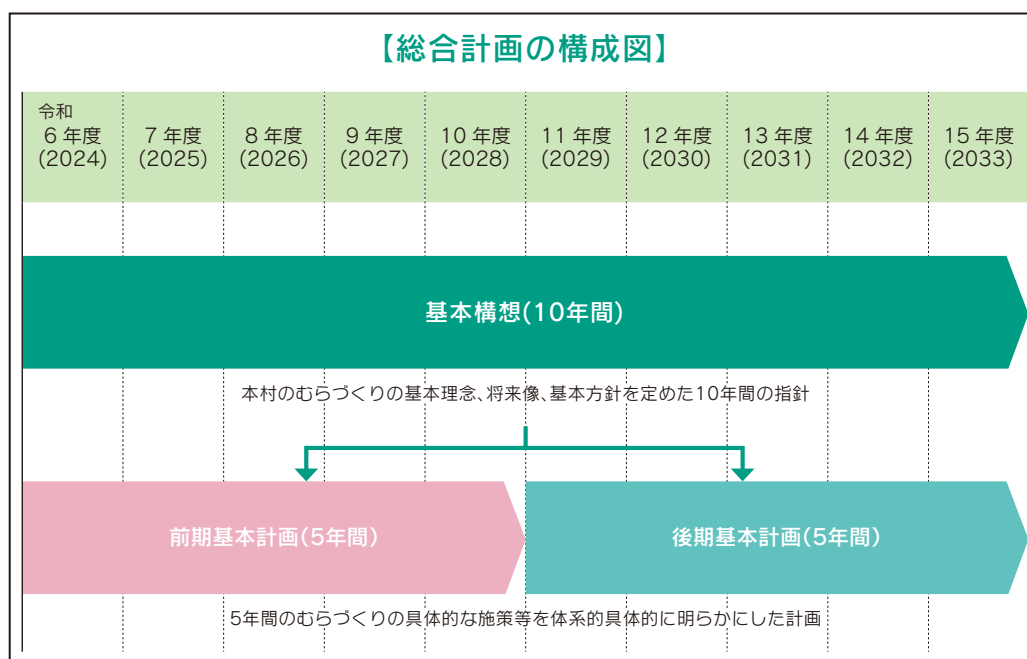
②基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

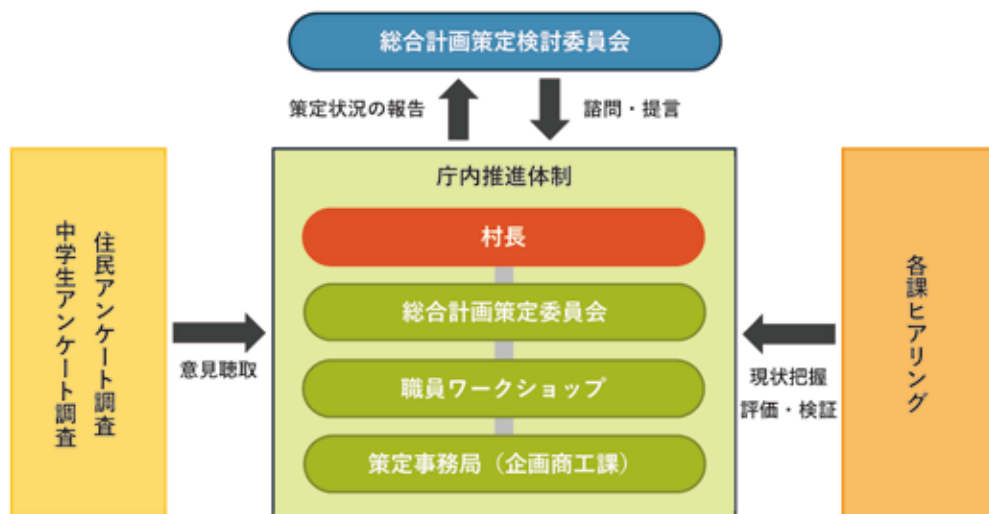


③実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したものです。実施計画の期間は1年とし、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を評価していきます。



④計画の策定体制



第3章 西原村の特性

1. 位置・地勢

西原村は平成24(2012)年に政令指定都市へ移行した熊本市から東方20kmの地点に位置し、東西約9km、南北8.5km、総面積77.22km²で、東は阿蘇郡南阿蘇村に、北部は菊池郡大津町、西部は上益城郡益城町、北西部は阿蘇くまもと空港に、南は上益城郡御船町及び同郡山都町に接しています。

村の東部は、阿蘇外輪山の一部である標高1,095mの俵山を中心とする広大な原野と山林からなり、面積は約6,126haで総面積の80%を原野と山林が占めています。

山麓と上益城郡益城町に接する台地は耕地として畑、または樹園地として利用されているほか、西流する鳥子川と木山川流域とその他の小河川流域では水田が拓けています。



2. 人口構造

①人口と世帯の推移

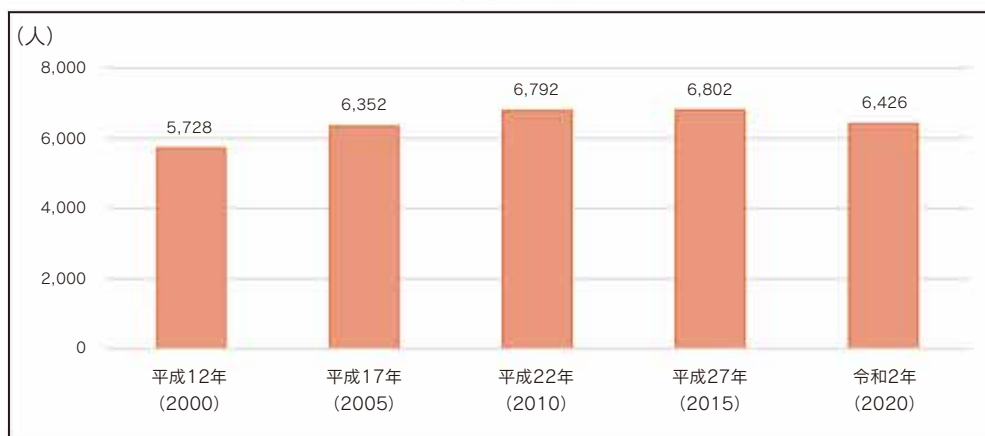
国勢調査によると、本村の総人口は、平成27(2015)年調査時点まで増加傾向で推移していましたが、平成28(2016)年の熊本地震による被災の影響を受け、一時的に大きく減少しました。

しかしながら、地震からの復興が進むとともに、人口は徐々に回復してきており、令和2

(2020)年調査時点で、総人口は6,426人となっています。

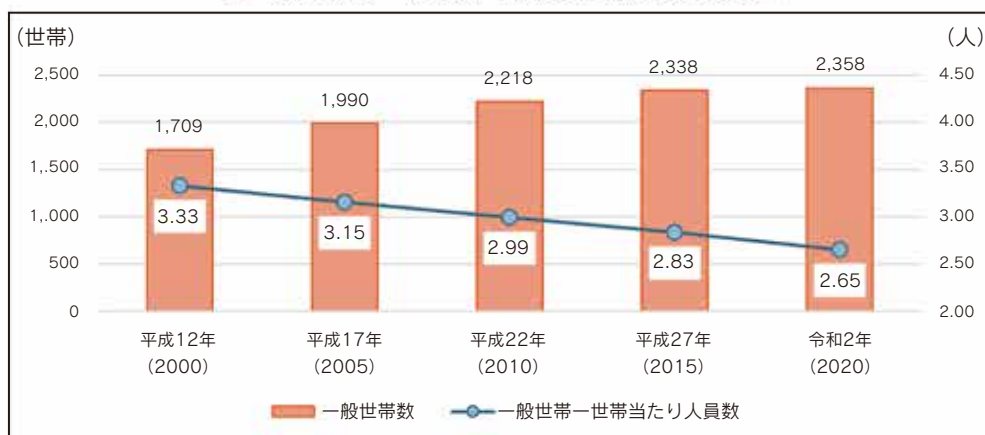
また、施設等を除く一般世帯数は一貫して増加傾向にあります。一般世帯一世帯当たり人員数は減少傾向で推移しており、令和2(2020)年調査時点で、2.65人となっています。

■人口の推移■



資料: 国勢調査

■一般世帯数・一般世帯一世帯当たり人員数の推移■

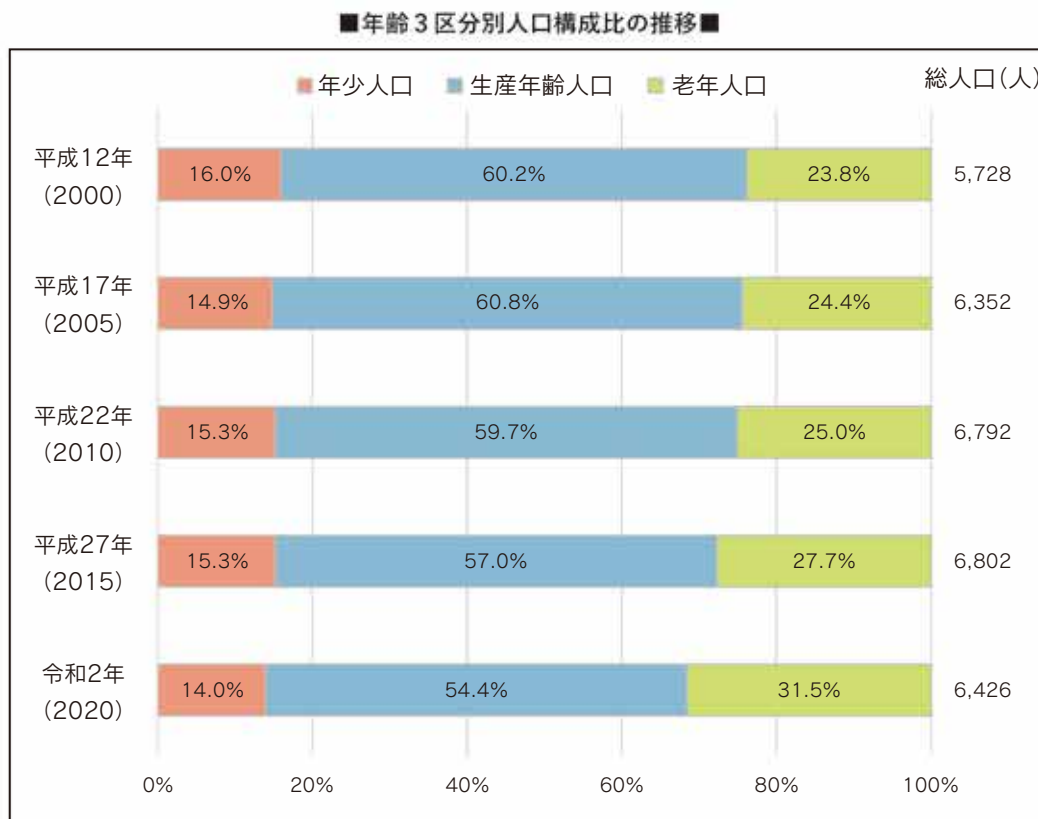


資料: 国勢調査

②年齢3区分別人口構成比の推移

総人口は熊本地震の影響による一時的な減少から回復傾向にあるものの、高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の上昇は加速しており、令和2（2020）年調査時点で、31.5%とおおよそ3人に1人が高齢者となっています。

令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染拡大にともない、全国的に婚姻率が大きく低下しており、少子化が加速しています。本村においても、出生数は減少傾向となっており、年少人口比率（総人口に占める15歳未満人口の割合）は平成27（2015）年ごろまで横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年調査時点では14.0%まで減少しています。



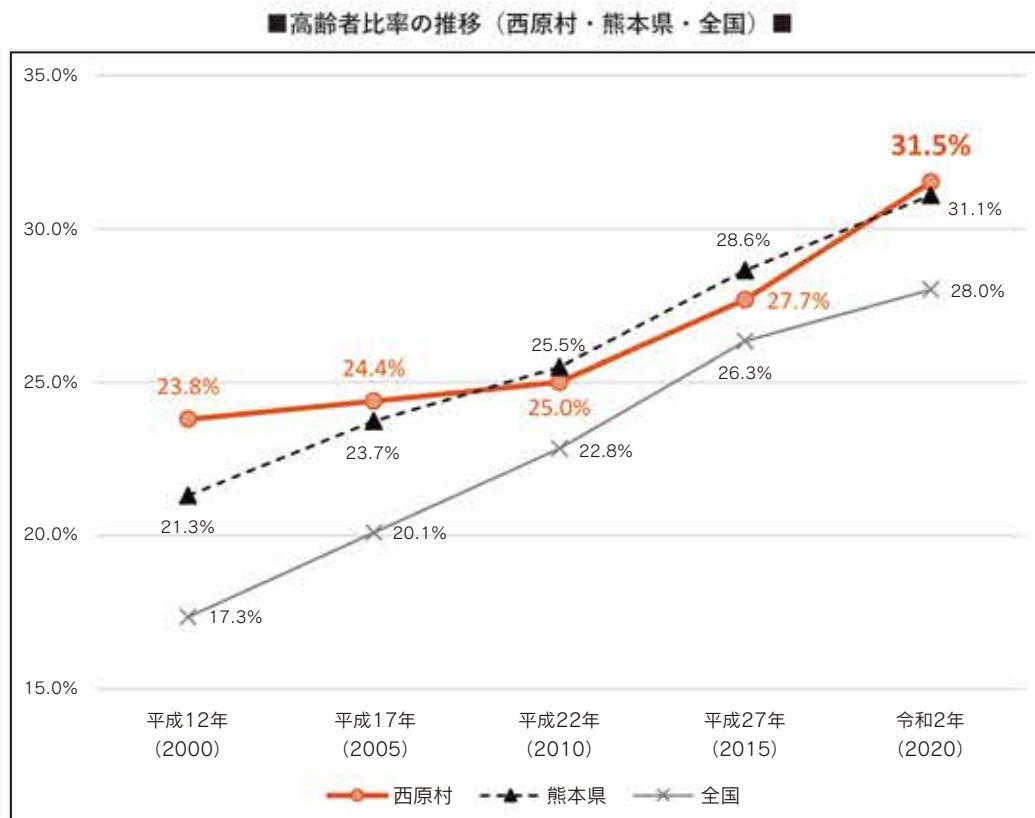
資料：国勢調査

※ 構成比は年齢不詳を除く人口に対する構成比。

※ 小数点第二位以下端数処理のため、各年齢区分の構成比の合計が100%とならない場合があります。

高齢者比率を本村、熊本県、全国で比較してみると、本村は全国の水準を上回っています。また、平成22(2010)年、平成27(2015)年は熊

本県の水準を下回っていましたが、令和2(2020)年調査時点では全国及び熊本県の水準をいずれも上回り、31.5%となっています。



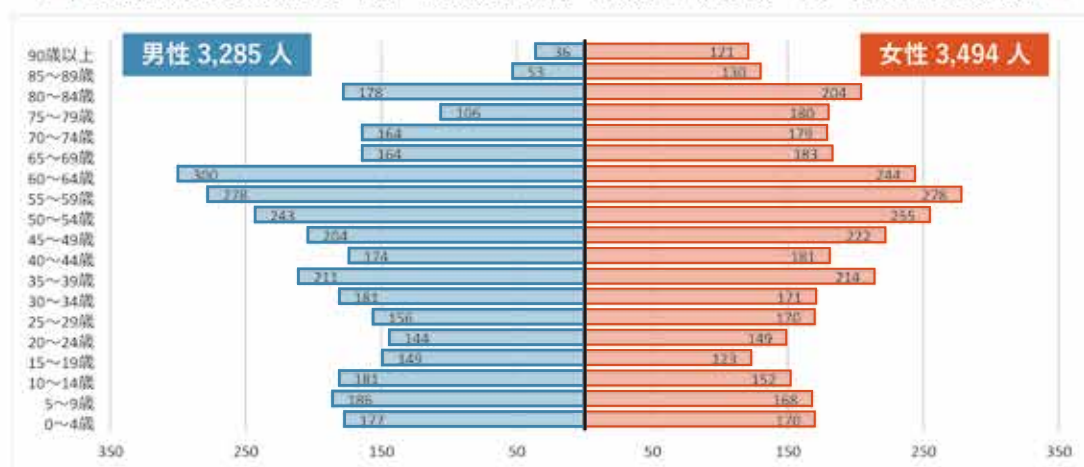
資料:国勢調査

※ 高齢者比率は年齢不詳を含む総人口に対する割合。

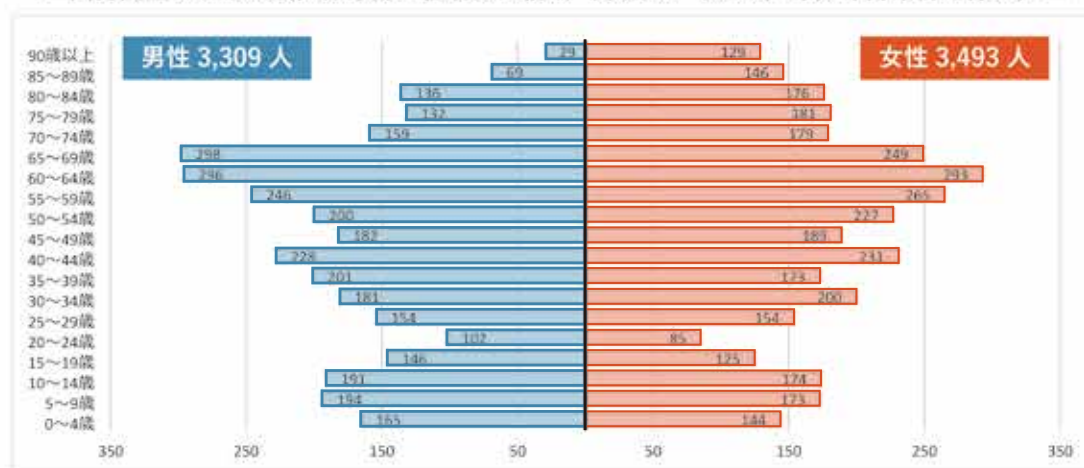
本村の人口ピラミッドを見ると、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて15～34歳で人口が大きく減少しており、高校卒業後に進学のために村を離れる若者や、大学卒業後に村外に就業先を求める人が多いことが推察されます。

性別にみると、全体として女性人口が男性人口を上回っていることがわかります。とくに75歳以上で女性人口が男性人口を上回る傾向が強くなっています。

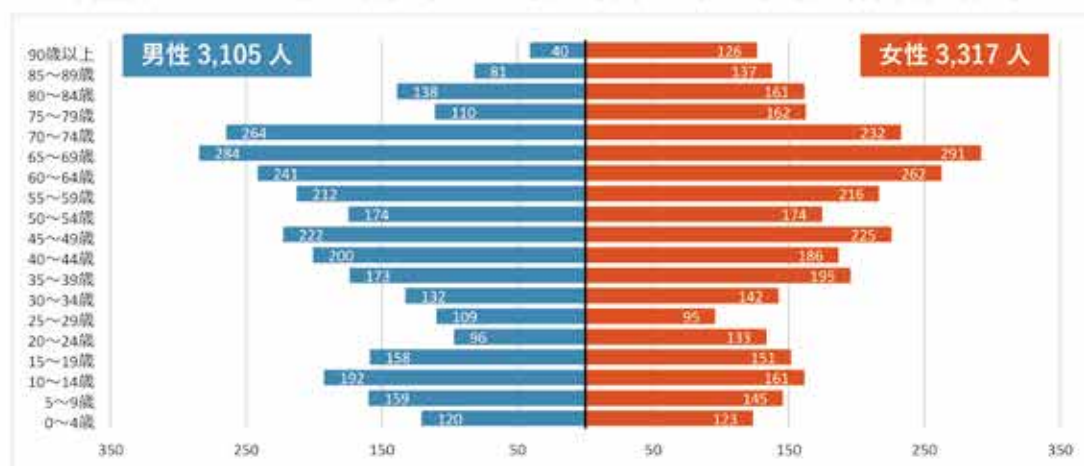
■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成22（2010）年／年齢不詳を除く）■



■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成27（2015）年／年齢不詳を除く）■



■国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（令和2（2020）年／年齢不詳を除く）■



③人口動態

人口動態の推移をみると、自然動態では死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、とくに熊本地震直後及びコロナ禍中において減少数が拡大しています。

一方、社会動態では、熊本地震の影響を受けた一時的な転出増の期間を除き、転入数が転出数を上回る社会増の状態となっています。

■自然動態・社会動態の推移■

(単位：人)

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増減	転入数	転出数	社会増減
平成 24 年 (2012 年)	63	83	▲20	320	262	58
平成 25 年 (2013 年)	56	72	▲16	329	318	11
平成 26 年 (2014 年)	52	87	▲35	338	265	73
平成 27 年 (2015 年)	60	77	▲17	305	353	▲48
平成 28 年 (2016 年)	55	100	▲45	265	447	▲182
平成 29 年 (2017 年)	44	75	▲31	242	301	▲59
平成 30 年 (2018 年)	53	67	▲14	300	276	24
令和元年 (2019 年)	45	73	▲28	307	276	31
令和 2 年 (2020 年)	42	75	▲33	246	219	27
令和 3 年 (2021 年)	29	83	▲54	301	263	38

資料：地域経済分析システム (RESAS)

3. 産業構造

①就業人口

就業人口の推移をみると、平成27(2015)年までは増加傾向で推移していたものの、令和2(2020)年には平成22(2010)年の水準まで減少しており、これは、熊本地震による被災と人口の流出が大きく影響したものと推測されます。

産業別にみても、第1次産業については熊本地震以前から就業人口が減少しています。

また、令和2(2020)年に村全体の就業人口が減少している一方で、第2次産業については、就業人口が増加しており、本村では第2次産業の雇用が堅調に推移していることがわかります。



②産業大分類にみた従業者数

本村における従業者数を産業大分類別にみると、最も従業者数が多かったのは「製造業（622人）」で全体の17.7%を占めています。

「農業、林業（559人）」が15.9%、「医療、福祉（439人）」が12.5%、「卸売業、小売業（407人）」が11.6%でこれに続き、上位4産業で全体の過半数（57.8%）を占めています。



産業大分類	従業者数
農業、林業	559
漁業	4
鉱業、採石業、砂利採取業	-
建設業	368
製造業	622
電気・ガス・熱供給・水道業	9
情報通信業	27
運輸業、郵便業	171
卸売業、小売業	407
金融業、保険業	24

産業大分類	従業者数
不動産業、物品賃貸業	38
学術研究、専門・技術サービス業	64
宿泊業、飲食サービス業	178
生活関連サービス業、娯楽業	110
教育、学習支援業	115
医療、福祉	439
複合サービス事業	38
サービス業（他に分類されないもの）	201
公務（他に分類されるものを除く）	133
分類不能の産業	0

資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

第4章 西原村を取り巻く社会の動き

本村を取り巻く社会環境は、刻一刻と変化を続けており、こうした変化に柔軟に対応していくことが、地方自治の持続可能性を高めることに繋がります。

現在、本村を取り巻く社会の動きを以下のとおり整理しました。

1. 深刻さを増す少子高齢化

令和5(2023)年5月19日にWHO(世界保健機関)が発表した2023年版の世界保健統計によると、わが国の男女を合わせた平均寿命は、統計の対象となった198の国と地域のうち、1位(84.3歳)となっており、2位のスイス(83.4歳)を0.9歳上回りました。

一方、厚生労働省発表の令和4(2022)年人口動態統計月報年報(概数)によると、国内の出生数は、前年の811,622人から40,875人減少の770,747人となり、過去最低を更新しています。

わが国の深刻な社会課題となっている少子高齢化は今後も継続するものとみられ、国全体の人口規模の縮小と、人口に占める社会経済を支える現役世代の減少は回避することができない事態となっています。

2. 都市部への人口集中

都市部への過度な人口集中は、現代の社会課題の一つであり、これには経済的な中心地への求職者の集中や、生活の利便性への魅力格差が影響しています。

都市部に目を向けてみると、インフラや住宅事情の悪化、交通渋滞、環境負荷の増大など多くの問題を引き起こしています。

一方、地方の衰退や人口減少といった課題も浮き彫りになり、社会全体の均等な発展の妨げとなっています。この問題に対処するためには、地方の魅力向上や地域での雇用機会の創出、テレワークの推進など、地方においても充実した生活ができる環境づくりが必要です。



3. 価値観や生活スタイルの多様化

異なる文化や価値観が交錯し、テクノロジーの進化により個々の生活が多様化し、社会の一体感や調和が失われつつあり、コミュニティの希薄化が進んでいます。認識の共有や異なる価値観の尊重が求められ、これを実現するためには、包括的で包容力のある社会の構築が必要です。

また、テレワーク等働き方にも変化が生まれ、こうした変化をチャンスに変える労働環境の柔軟性や多様な家族構成に適応できる社会制度の整備も必要です。

4. 物価の高騰

物価上昇は消費者に負担をかけ、特に低所得者層や固定収入の人々に影響を与えています。

特に、食料品やエネルギーの高騰は、基本的な生活費の増加を招き、家計の圧迫を強めています。

物価の上昇が続けば、消費行動や経済活動にも悪影響が及び、経済全体に深刻な影響を及ぼす可能性があります。



5. 自然災害の大規模化

急速に進む気候変動に伴い、自然災害の頻度が増え、その規模も大規模化しており、人命の損失や被害が拡大しています。適切で迅速な災害対応が求められますが、課題は複雑で、地域社会の適切な避難計画やインフラ整備、情報伝達の向上が必要です。

また、予防対策だけでなく、災害発生後の復旧支援や復興計画の策定も喫緊の課題となっており、地域ぐるみの危機管理意識の向上が求められます。

6. TSMCの熊本県進出

世界最大級の半導体受託製造企業であるTSMC(台湾セミコンダクター・マニファクチャリング・カンパニー)の菊陽町への進出は、熊本県全体に大きな影響を及ぼすと見込まれています。

半導体産業は高度な技術力を要するため、地域の技術者や専門家の需要が高まり、周辺地域での雇用機会の増加が期待されるほか、関連するサプライヤーや協力企業、物流業者などといった周辺産業にも影響を与え、地域経済全体を刺激する可能性があります。

雇用機会の増加は、特に生産年齢人口・子育て世代の流入を誘発することが期待されるため、インフラ、住宅の供給体制の充実等に向けた計画的な整備が必要です。

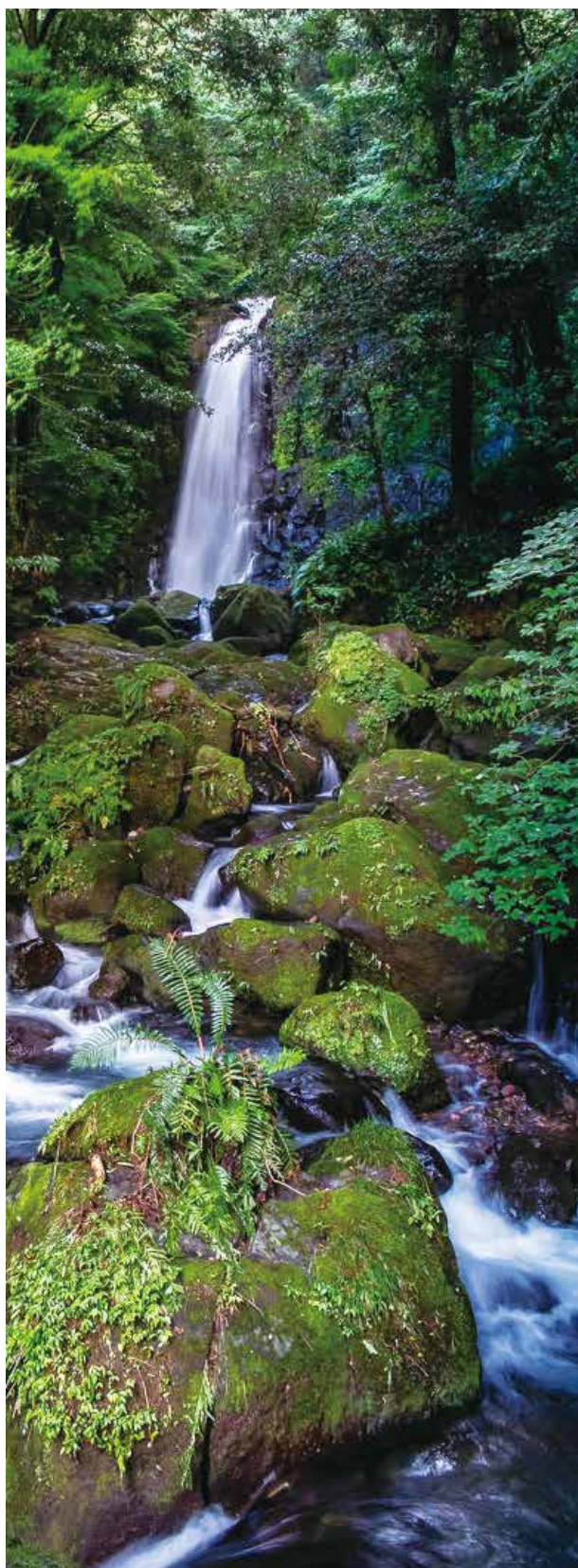
また、外国人の流入も見込まれるため、多言語化対応を含めた行政サービスの充実が求められます。



7. SDGsの視点

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継となる「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されました。これには、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標が掲げられています。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められています。



第5章 住民アンケート調査

1. アンケート調査の概要

第6次西原村総合計画策定にあたって、本村のまちづくりに関する住民意識を調査し、計画策定を進めるための参考資料とするため、住民アンケート調査を実施しました。

①調査対象及び回収率

調査	調査対象	配布数	有効回収数	回収数
第6次西原村総合計画策定のための住民アンケート調査 (一般村民アンケート調査)	20歳以上の村内居住者	1,500件	582件	38.8%
西原村のむらづくりに関する 中学生アンケート調査 (中学生アンケート調査)	村立中学校の生徒	232件	192件	82.8%

②数値の基本的な取り扱い

○比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。

○基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出している。

○質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人(1社)の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問である。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合がある。

2. 一般村民アンケート調査

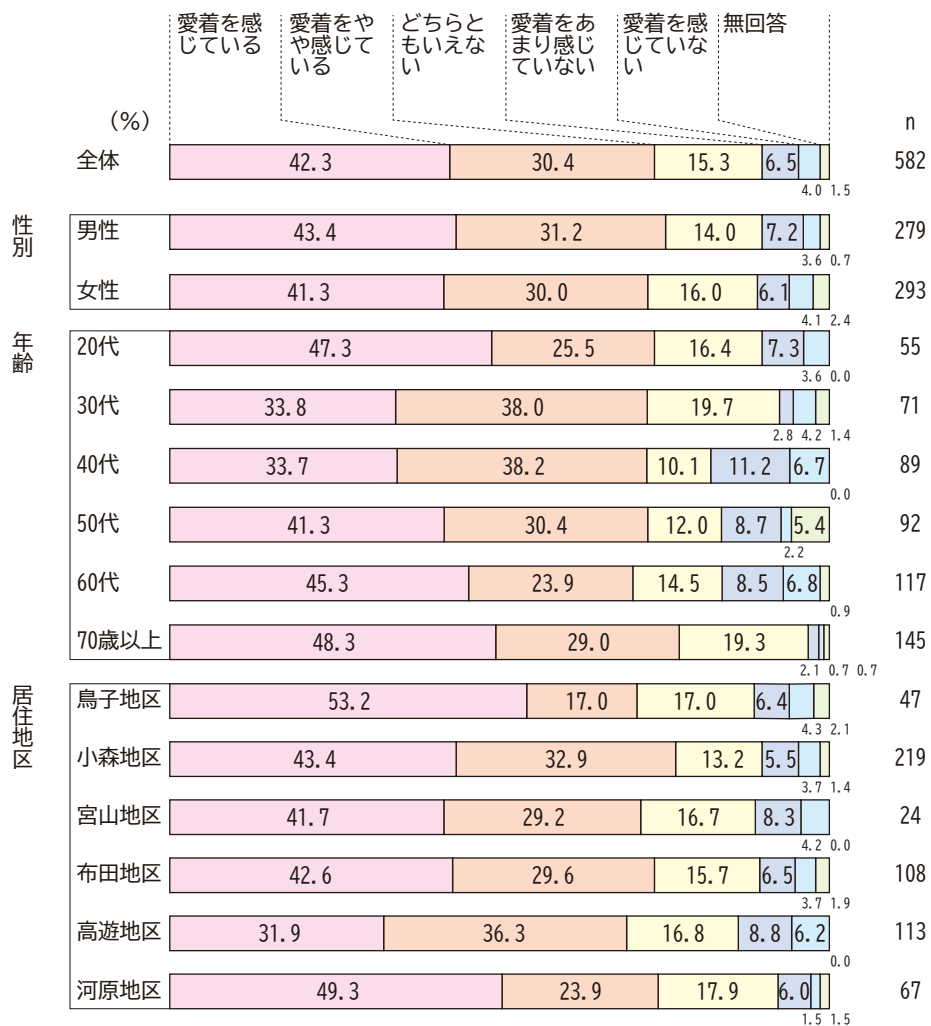
①村への愛着度

問2. あなたは、西原村に「自分の村」としての愛着をどの程度感じていますか。

「愛着を感じている」と「愛着をやや感じている」を足し合わせた“愛着を感じている”が全体の72.7%を占める。

年齢別では、70歳以上で“愛着を感じている”の割合が高い(77.3%)。

■村への愛着度■



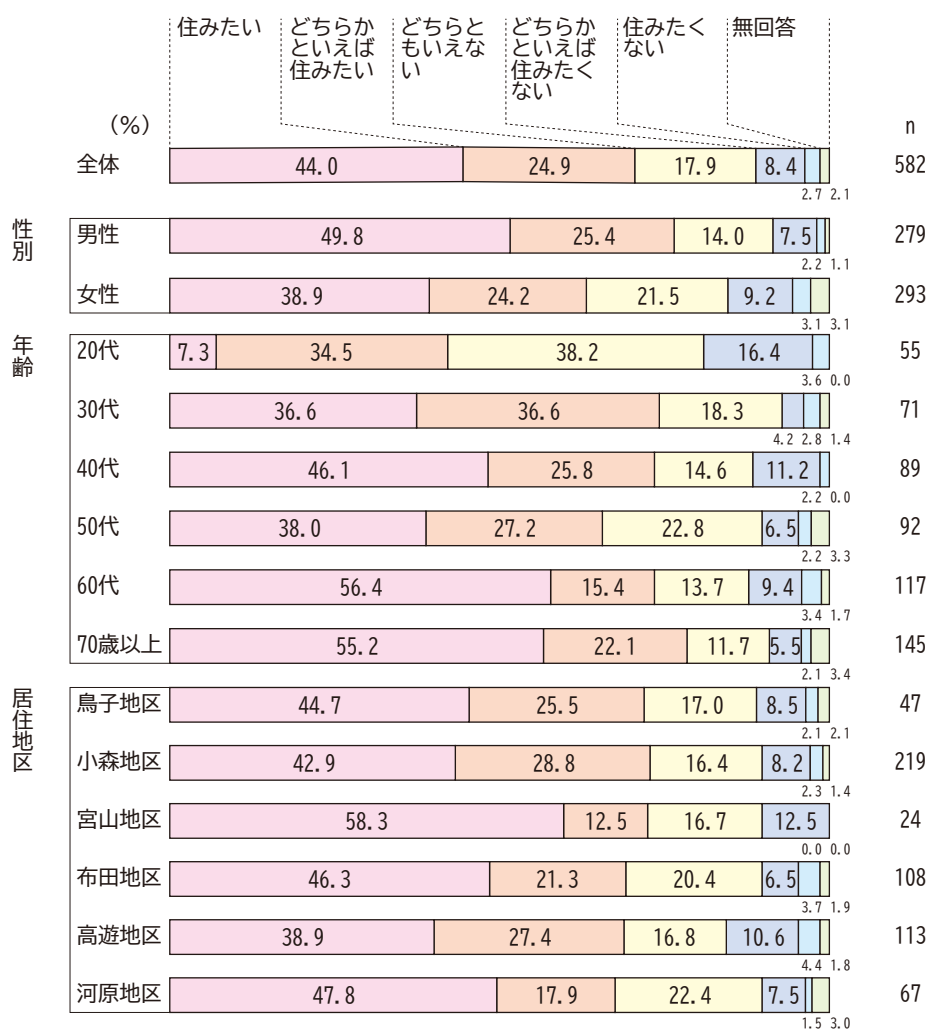
②村への居住意向

問3. あなたは、これからも西原村に住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を足し合わせた「住み続けたい」が全体の68.9%を占める。

年齢別では、20代で「住み続けたい」が41.8%と低水準。

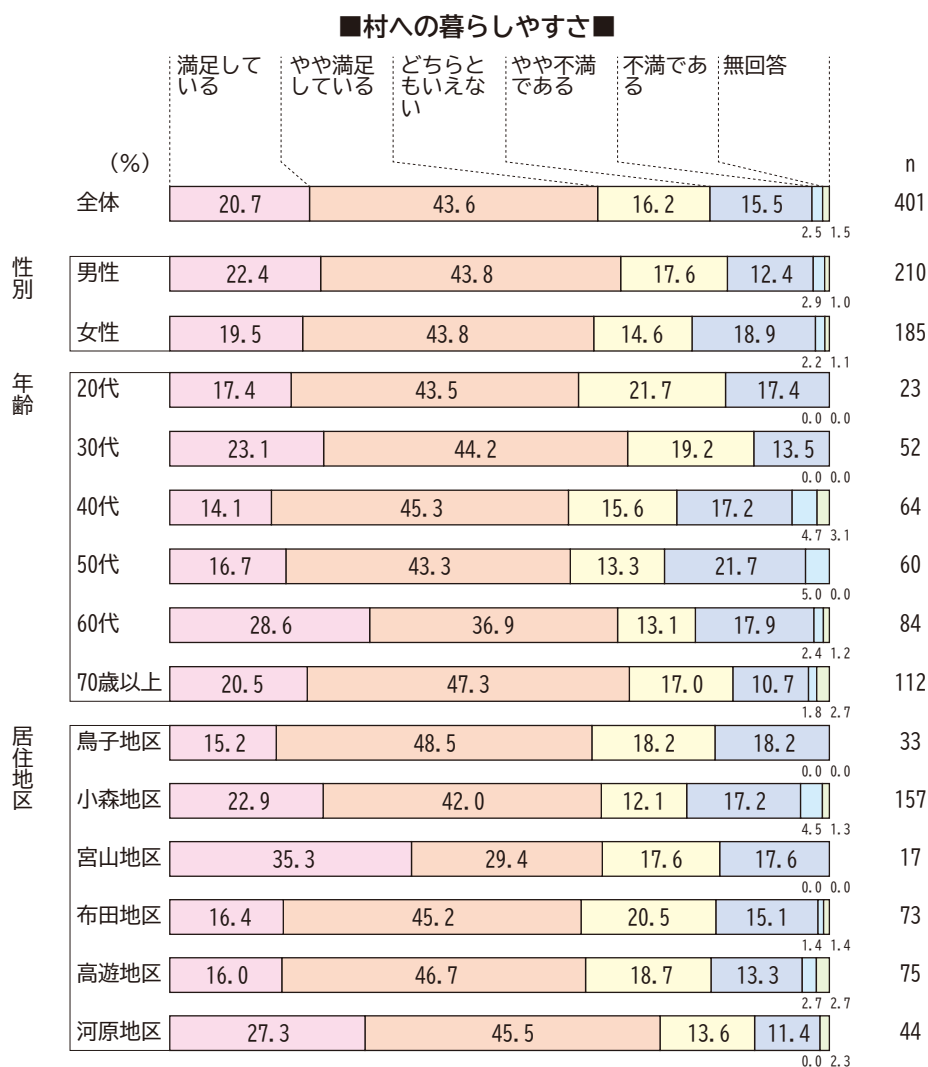
■村への居住意向■



③村の暮らしやすさ

問4. 全体的にみた、西原村の暮らしやすさについてどのように感じていますか。

「やや満足している」と「満足している」を足し合わせた“満足”が全体の64.3%を占める一方、「やや不満である」と「不満である」を足し合わせた“不満”は、全体の18.0%となった。



④分野別の満足度

問5. 現行の西原村総合計画に基づき村が取り組む、次の政策分野について、それぞれの分野に対する、あなたにとっての満足度をお答えください。

①生活環境 ②道路・まち並み ③産業 ④教育・文化 ⑤医療・保健・福祉
⑥その他の分野



【満足度評価点上位5分野】

「水道の整備」(2.35点)、「ごみの収集・処理対策」(1.13点)、「消防、防災対策」(0.85点)、「保育園」(0.66点)、「河川の整備」(0.66点)

【満足度評価点下位5分野】

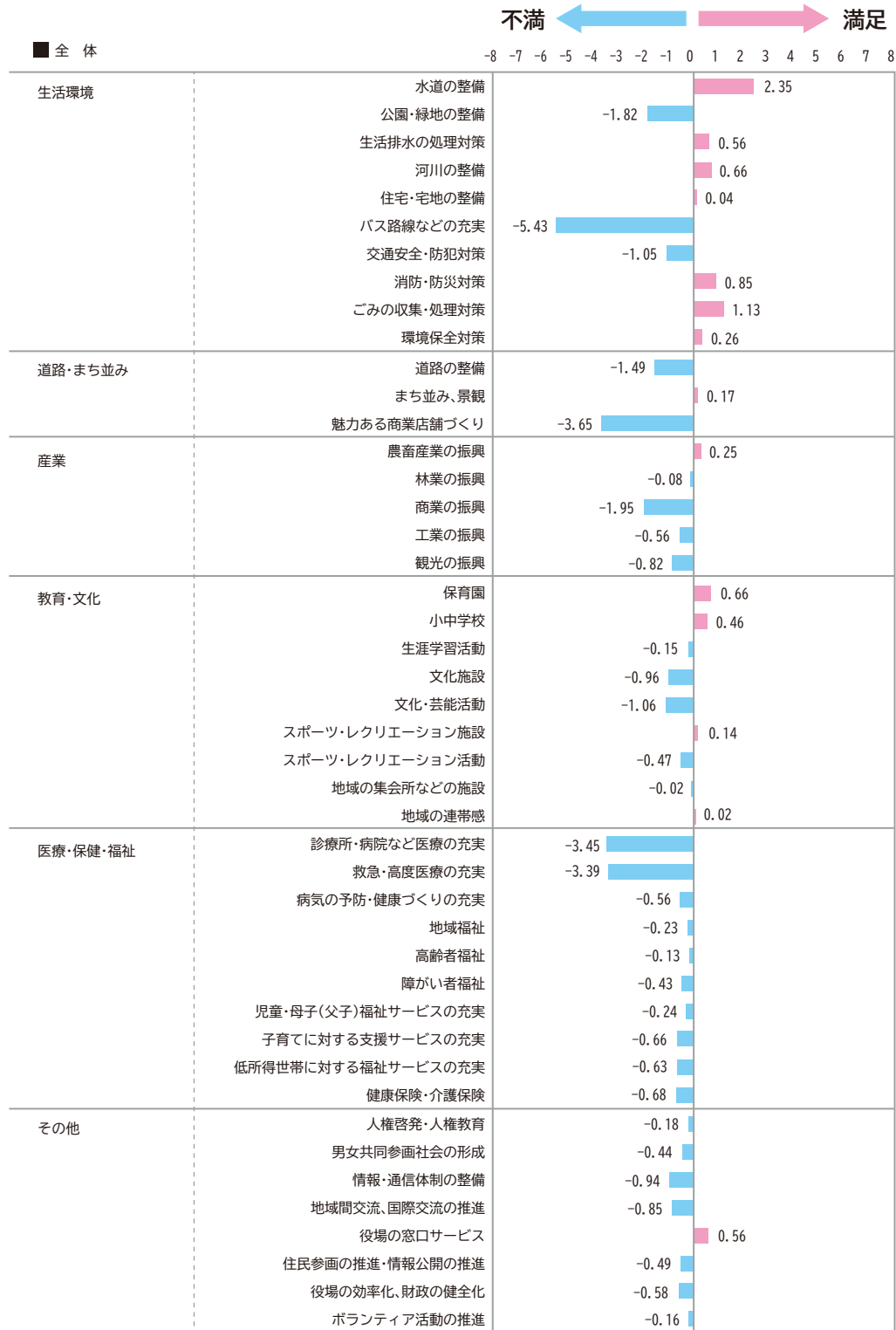
「バス路線などの充実」(-5.43点)、「魅力ある商業店舗づくり」(-3.65点)、「診療所・病院など医療の充実」(-3.45点)、「救急・高度医療の充実」(-3.39点)、「商業の振興」(-1.95点)

【評価点の算出方法】

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(重要度)を算出する。

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「満足」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「普通」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times -5 \text{点} \\ \text{「不満」の回答者数} \times -10 \text{点} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「満足」、「やや満足」、} \\ \text{「普通」、「やや不満」、} \\ \text{「不満」の回答者数} \end{array} \right)$$

■分野別満足度の評価点■



3. 中学生アンケート調査

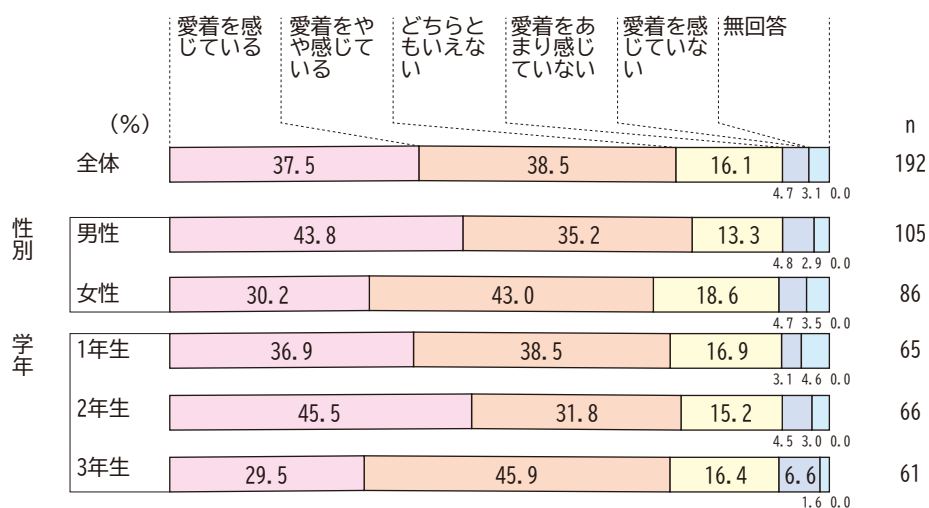
①村への愛着度

問3. 西原村に愛着を感じますか。

「愛着を感じている」と「愛着をやや感じている」を足し合わせた“愛着を感じている”が全体の76.0%を占める。

性別では、男性で“愛着を感じている”が79.0%であるのに対し、女性は73.2%と男性よりも5.8ポイント低い。

■村への愛着度■



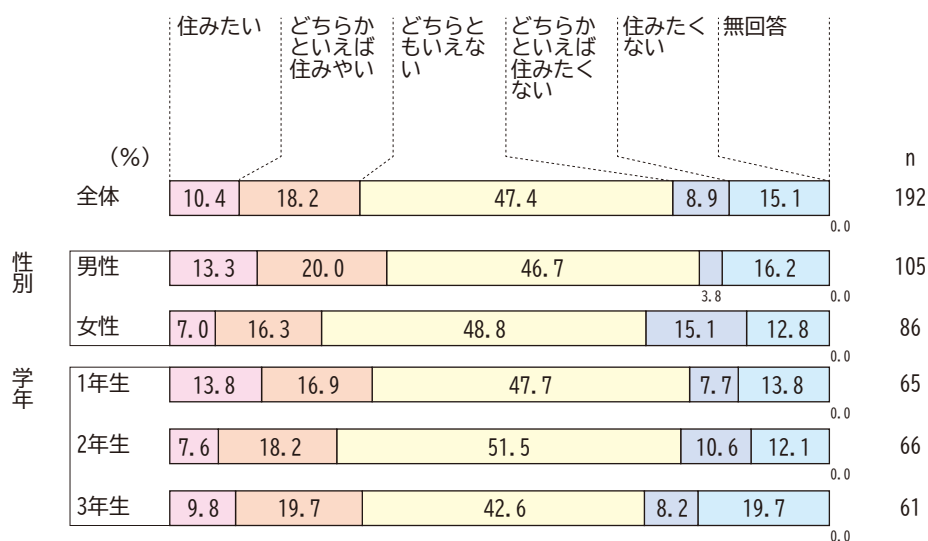
②村への居住意向

問5. 大人になっても西原村に住みたいと思いますか。

「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」を足し合わせた“住みたい”は、28.6%にとどまる。

一方、「住みたくない(できれば村外へ引越したい)」と「どちらかといえば住みたくない」を足し合わせた“住みたくない”は全体の24.0%となっており、学年が進むごとに、“住みたくない”の割合が高まる

■村への居住意向■

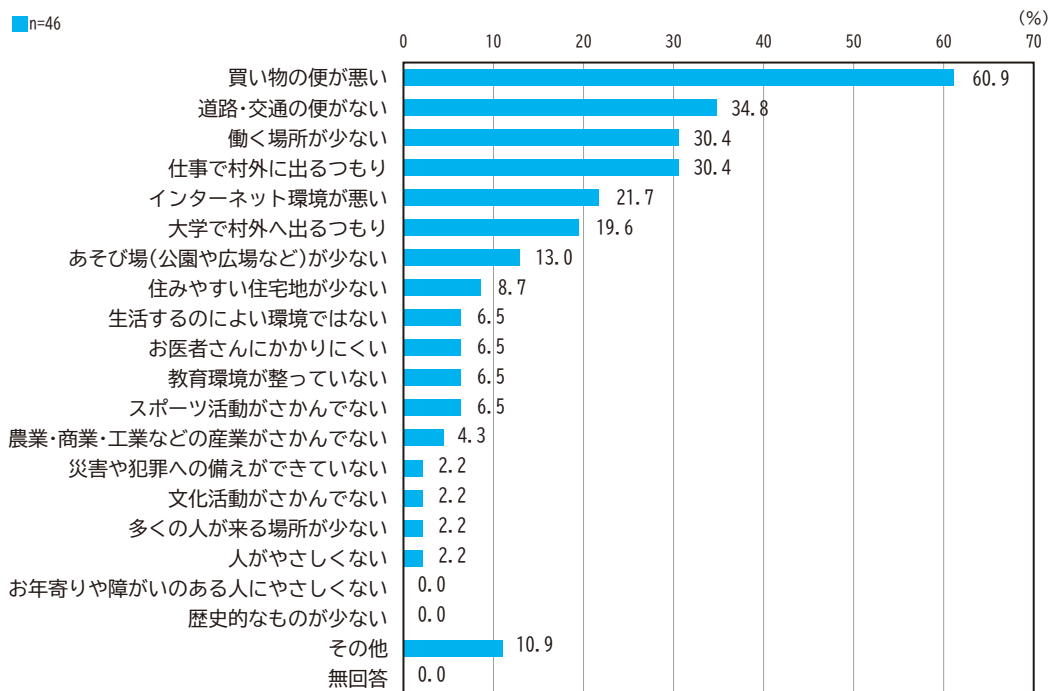


③住みたくない理由

問6で、「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」と回答した方のみ
問6-1住みたくない理由はなんですか。【複数回答】

「買い物の便が悪い」(60.9%)が、他を大きく引き離して第1位。
「道路・交通の便が悪い」(34.8%)、「働く場所が少ない」(30.4%)、「仕事で村外に出るつもり」(30.4%)、「インターネット環境が悪い」(21.7%)がこれに続く。

■住みたくない理由■



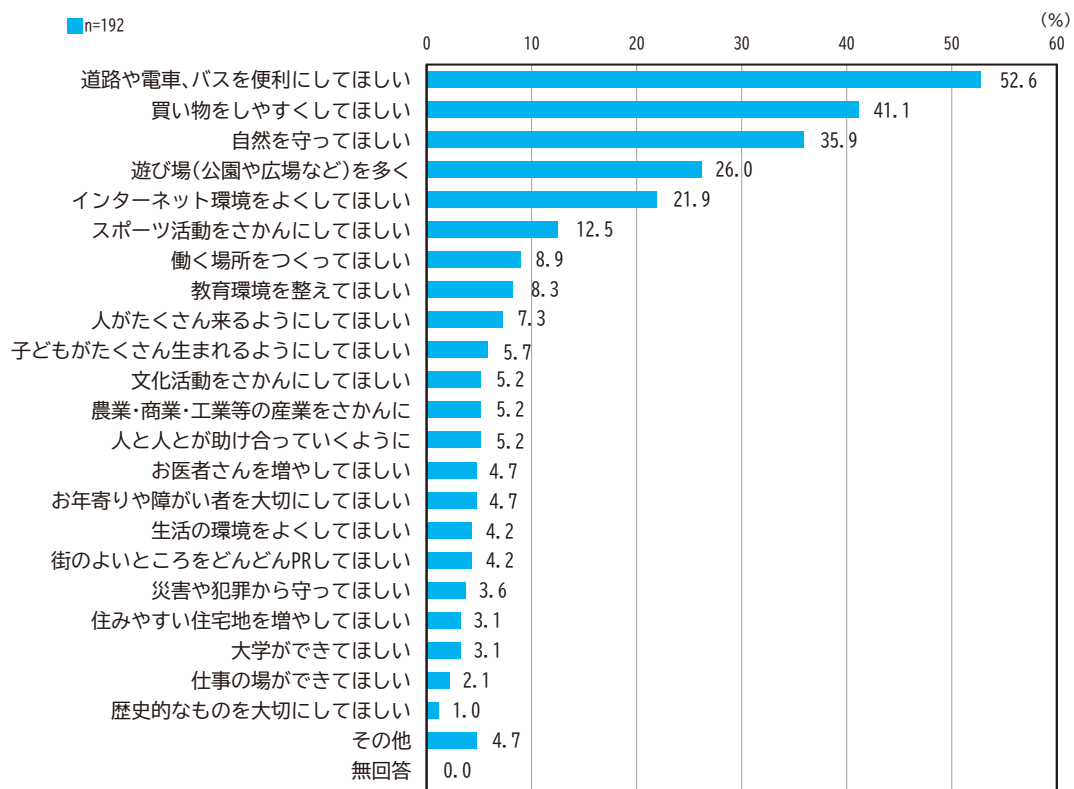
④今後、村に力を入れてほしいこと

問7. 今後のむらづくりで、どのようなところに力を入れてほしいと思いますか。
【複数回答】

道路や電車、バスを便利にしてほしい(52.6%)が第1位、「買い物をしやすくしてほしい(41.1%)が第2位、「自然を守ってほしい(35.9%)が第3位。

「遊び場(公園や広場など)を多く(26.0%)、「インターネット環境をよくしてほしい(21.9%)、「スポーツ活動をさかんにしてほしい(12.5%)、「働く場所をつくってほしい(8.9%)等がこれに続く。

■今後、村に力を入れてほしいこと■



第6章 西原村の主要課題

第5次西原村総合計画の計画期間における施策・事業の評価や村を取り巻く環境の変化、住民アンケート調査等から見える、本村の主要な課題と考えられる客観的環境や取組分野を、以下のとおり整理します。

1. 産業分野

農業	○ 優良農地の集積の偏り解消 ○ 新規就農者支援の継続を目指した、認定農業者指定のための担い手育成 ○ 農業用施設や農業用機械の老朽化 ○ 農業生産物の流通体制 ○ 有害鳥獣被害対策
畜産業・林業	○ 輸入飼料価格の高騰や枝肉価格の下落、乳価の低迷 ○ 畜産物の流通体制 ○ 林業従事者の確保・育成 ○ 計画的な伐採による森林環境維持
商工業	○ 商業圏の広域化に伴う、村内商業の縮小 ○ TSMC進出に合わせた、工業団地への企業誘致 ○ UIJターンを含めた、村内での雇用の確保や移住・定住の促進 ○ ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じた創業支援

2. 生活基盤分野

住環境	○ 人口増加を目指した計画的な宅地・インフラ開発 ○ 豊かな農村及び景観等の環境資源の保全 ○ 公営住宅等の適切な維持・管理
上下水道	○ 水質・水源の維持と水道供給体制の確保 ○ 計画的な管路整備・更新 ○ 合併処理浄化槽の設置促進と維持・管理意識の啓発
環境	○ 河川、山林・原野の保全 ○ 農村の保護、景観や自然環境等に配慮した開発の必要性 ○ 廃棄物の不法投棄問題
消防・防災	○ 消防・防災組織の組織力強化 ○ 消防・防災に関する効果的な情報伝達手法の確保 ○ 総合的な災害対策訓練の実施と、災害時であっても必要な行政サービスを継続して提供できる体制の整備 ○ 村内企業のBCP(事業継続計画)策定支援
防犯・交通安全	○ 悪質商法等の消費者トラブルの増加 ○ 高齢運転者のほか歩行者等の交通弱者に重点を置いた対策の必要性
道路・交通ネットワーク	○ 計画的な道路環境の維持・保全 ○ 公共交通網の維持

3. 健康・福祉分野

地域福祉	○ 人間関係やコミュニティの希薄化 ○ 福祉人材の確保・育成
障がい福祉	○ 障がい支援体制の整備 ○ 障がいへの理解促進
子育て	○ 保育体制の確保 ○ 産前・産後・育児を通した一貫した相談支援体制 ○ 支援の必要な子どもの早期把握 ○ 子どもの居場所づくり
健康増進	○ 出産後の母体の健康管理、子どもの基本的な生活習慣の確立
高齢者福祉	○ 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止 ○ 相談支援体制の充実 ○ 高齢者の生きがい探し、仲間づくりの促進 ○ 介護保険制度の仕組みや介護保険サービスへの理解促進
地域医療・社会保障体制	○ 医療提供体制の確保・維持 ○ 国民健康保険制度の安定運営 ○ 国民年金制度に関する理解の促進

4. 教育・文化・スポーツ分野

学校教育	○ 「生きる力」の醸成に向けた教育 ○ 地域の意見を取り入れた教育体制の確立 ○ 合理的配慮に基づいた一人ひとりの特性に応じた就学支援や教育環境の整備 ○ 教育環境の充実 ○ 人権感覚の醸成・啓発
文化・芸術	○ 若い世代における文化・芸術活動への意識低下 ○ 文化的資源や歴史、熊本地震の経験等の継承
生涯学習・スポーツ	○ 地域コミュニティの拡大や生きがいづくりを通じたコミュニティ形成 ○ 健康づくりとコミュニティ活性化 ○ スポーツ指導者の確保・育成
青少年健全育成 社会教育	○ 家庭手伝い(体験)、地域ぐるみの青少年育成の機会の減少 ○ 有害サイトを通じた子どもの犯罪被害の危険性の高まり ○ 人権意識の啓発

5. 自治体経営分野

住民参画	○ 住民活動の主体となるむらづくり団体やリーダーの育成 ○ むらづくりにおける住民意見の反映機会の確保 ○ 集会所等の住民活動拠点の老朽化 ○ あらゆる住民のむらづくり参画機会の確保
行政運営	○ 行政事務の効率化と職員の資質向上 ○ 住民サービス向上と行政事務の効率化を目指した、窓口業務改善 ○ 行政手続の効率化と住民の利便性向上を目指した、行政手続のオンライン化 ○ 幅広い世代に訴求する情報提供手法の確立
財政運営	○ 持続可能な自治体経営の実現に向けた財政運営の健全化 ○ 住民ニーズに応じた公共施設の適正な維持・管理 ○ 財務情報の分析に基づく財政の効率化・適正化
広域連携	○ 周辺自治体等との連携による持続可能な自治体経営

第2部 基本構想

第1章 むらの将来像

1. 基本理念

地方自治体を取り巻く環境は刻一刻と変化を続けている中、このような変化に取り残されることなく、自治体経営の在り方も柔軟な取組が求められています。常に変化を続けることは決して容易なことではありません。しかし、地方自治の持続可能性を高め、先人が築き上げてきた歴史や風土を将来に繋いでいくために、私たち自身が常に挑戦する意識を持ち、変化に柔軟に対応する必要があります。

また、私たちが住むこの西原村には、豊かな自然、阿蘇を望む美しい景観、安全で豊富な水資源等、人工的には生み出すことができない貴重かつ何物にも代えがたい財産があります。こうした財産は、これから先も私たちのふるさとの誇りとして積極的に保全し続けていく責任があり、未来を担う世代へと繋いでいかなければなりません。

これからの西原村の将来を展望するにあたり、第6次西原村総合計画における『むらづくりの基本理念』を次のとおり掲げます。

■むらづくりの基本理念■

新たな挑戦色あせない誇り
明日へつながるみんなの西原村

2. 目指す将来像

住民の声や想いに耳を傾け、村に暮らす人々の暮らしの豊かさを追求していくことがむらづくりの原点です。

そのためには、職員の資質の向上を図るとともに、地域をけん引するリーダーとなる人財を育成し、多くの住民が主体的にむらづくりに参画できる機会を提供していくことが重要です。

そして、多様な想いをもつ住民同士が、むらづくりの様々な場面において活躍できる社会を築いていかなければなりません。

むらづくりの基本理念を踏まえ、西原村は、住民自身がむらづくりの主人公となり、住民自身がふるさとに誇りをもって、いつまでも住み続けたいと思えるむら、熊本地震から復旧・復興を成し遂げ、更に西原村の魅力を知ってもらうことで村外のひとに住んでみたいと関心を持ってもらえるむらを目指して、10年後のむらのありたい姿を、次のとおり『むらの目指す将来像』として定めます。

■むらの目指す将来像■

ひとが育みひとと輝く
誇りあるふるさと西原村

第2章 むらづくりの方向性

計画の基本理念、将来像を踏まえた上で、各政策分野別に取り組むべき基本施策の基本的方向を以下のとおりを定めます。

1. 産業と暮らしが共に栄えるむら

本村には豊かな農村風景が広がっており、甘藷を主力とした畑作が盛んであるほか、広大な原野を活用した畜産業も展開されています。また、阿蘇くまもと空港の復興、菊陽町へのTSMC進出等の社会環境の変化に対応するため新工業団地の造成にも取り組み、積極的な企業誘致が進められています。

農村の豊かさと、活気ある企業活動が有機的に結びつき、観光や商業を含めた村全体の産業を刺激し合い、住民の暮らしに潤いをもたらす村の創造を目指します。

2. 安心・安全な暮らしのむら

宅地、商業地や工業用地の開発及び農用地や森林の保全、農村集落の環境資源の保全等、西原村の将来を描くうえでは、総合的かつ計画的に均衡ある発展を図る必要があります。

また、住民が安心して暮らせるむらづくりには、生活に欠かすことのできない居住環境やインフラの適正な維持・管理を行っていくことも重要となるほか、住民の生活の安全を守るための、防災・防犯・交通安全対策も欠かすことができません。

住民の安心・安全な暮らしを目指し、暮らしの充実に資する各種取組を推進します。



3. 多様性を受け入れる支え合いのむら

個々の生活や家庭のあり方の多様化に伴い、社会の一体感やコミュニティの希薄化が進んでいます。

村の持続可能性を高めるため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の構築を目指します。

また、多様な主体が活躍できる環境の整備を目指し、住民の健康づくり、子どもの育ちへの支援等、各種福祉分野の取組を推進します。

4. 豊かなところとからだを育むむら

本計画策定の基礎調査として実施した中学生アンケート調査結果では、村への愛着が育まれている一方で、村への居住意向が低いということがわかりました。西原村の未来を担う子どもたちに対しては、学校教育を通じたふるさと教育がより一層重要となっています。

地域社会から信頼される開かれた学校づくりを継続し、地域全体での子どもの育ちを支える体制づくりに取り組むとともに、芸術、文化やスポーツを通じた村の魅力が実感できる体験機会や生きがいとなる社会活動の創出を目指します。

また、年齢や性別、国籍等の属性に関わらず、すべての住民が地域を支えるリーダーとして活躍できるよう、教育、文化、芸術、スポーツ等に接する機会を提供します。



5. 手を取り合い共に歩むむら

平成26(2014)年11月に、我が国の急速な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方は独自の創意工夫で地方自治を推進し、豊かな生活を営むことができる自治体経営の実現を図ることが求められるようになりました。

しかしながら、少子高齢化、人口の大都市圏一極集中の流れは加速しており、地方自治の環境は厳しさを増しています。

西原村の創生に向けて、行政機関として業務の効率化、財政の安定化を図るとともに、近隣自治体の動向を踏まえた広域的な行政運営を展開します。また、住民サービスの向上を目指し、限りある資源の選択と集中による持続的な自治体運営に取り組みます。

さらに、住民一人ひとりが地域の担い手として輝き活躍し、多様な主体がむらづくりに参画できる環境の創出に向けて、住民の声に耳を傾け、共に手を取り合う協働のむらづくりを推進します。



第3部 前期基本計画

本計画は、以下の体系で構成します。

■前期基本計画施策体系■

将来像	基本目標	基本施策
ひとが育み ひとと輝く 誇りあるふるさと 西原村	基本目標 1 産業と暮らしが共に栄えるむら	1-1 農業の振興 1-2 畜産業・林業の振興 1-3 商工業の振興 1-4 観光の振興
	基本目標 2 安心・安全な暮らしのむら	2-1 計画的な土地利用と住生活環境の整備 2-2 上下水道の維持・管理 2-3 環境の保全 2-4 消防・防災対策の充実 2-5 防犯・交通安全対策の充実 2-6 道路・交通ネットワークの整備
	基本目標 3 多様性を受け入れる支え合いのむら	3-1 地域福祉の充実 3-2 障がい福祉の充実 3-3 子育て支援の充実 3-4 健康の増進 3-5 高齢者福祉の充実 3-6 地域医療・社会保障体制の維持
	基本目標 4 豊かなところとからだを育むむら	4-1 学校教育の充実 4-2 文化・芸術の振興 4-3 生涯学習・スポーツの振興 4-4 青少年健全育成・社会教育の推進
	基本目標 5 手を取り合い共に歩むむら	5-1 協働のむらづくり 5-2 効率的な行政運営の推進 5-3 健全な財政運営の推進 5-4 広域連携の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを

誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められています。

本村においても、SDGsの目指す目標を踏まえ、総合計画の各施策を推進することとします。



貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



基本目標1

産業と暮らしが共に栄えるむら

目指すむらの姿

基本施策 1-1

農業の振興

農業の生産流通体制が確立し、新たな担い手がむらの農業をけん引しています。

基本施策 1-2

畜産業・林業の振興

山林原野が適切に保存され、効果的に機能する耕畜連携体制が確立しています。

基本施策 1-3

商工業の振興

雇用が充実し、暮らしに不自由のない商圈が形成されています。

基本施策 1-4

観光の振興

観光資源が有効活用され、観光の目的地のひとつとして選ばれています。

1-1 農業の振興

◆ 現状と課題



(1) 農地の利用・集積

優良農地が村外大規模農家に貸し付けられるケースが散見され、村内の規模拡大志向農家への集積を阻害する要因のひとつとなっています。また、主力作物である甘藷価格の高止まりにより農地の貸し出し希望は皆無の状況で、農地集積を農業委員会がコントロールできる状況にはありません。

農業委員等による農地利用状況調査を行い、特に生産性の低い農地は非農地化を積極的に推進することで、無断転用の解消と農地と非農地のすみ分けの明確化を図っています。

(2) 担い手の確保・育成

就農希望者には農業次世代人材投資事業の活用を促進するとともに、県と連携し定着促進を図っており、主力作物である甘藷、里芋の好調を受け、親元就農を中心に毎年2～4組の新規就農があります。

就農から5年を経過した新規就農者を認定農業者に認定することで支援の継続性を図ろうとしていますが、経営が認定水準に達する者は一部であり、大半が認定に至っていません。

(3) 農業生産基盤

補助事業を活用した農業用施設の設置や農業用機械の導入等を行うことで農作業の効率化と産地力強化を図っていますが、一部では老朽化が見られる施設、機械もあり、加えてドローンやアシストスーツなどの導入によるスマート農業を推し進めることで労力の軽減を図るためにも、引き続き施設、機械の整備を図る必要があります。

農地の整備率は50%未満と低い状況ですが、高低差や面積による物理的に基盤整備が不可能な農地が大半を占めており、今以上の水田農業の効率化は見込めません。また、畑作では耕地条件は良好であっても農道が狭小であるため耕作放棄される農地や維持管理が行われていない農業用施設(農道・水路等)が散見されます。

(4)農作物の生産・流通等

全国的にまん延しその防除が課題となっている甘藷基腐病対策を軸に、勉強会、検討会等を行ってきたことで、適切な防除と品質向上の取組が生産者に浸透しつつあります。また、農業振興連絡協議会が主体となり、各生産団体が実施する技術研修、試験研究等の支援や、甘藷を中心に消費地での販売促進の支援を行っています。

連作障害が最大の課題である里芋では、障害に強い品種の栽培に取り組んでいますが、成果が明確とは言い難い状況です。

JAの取扱量、品目ともに減少傾向にあり、生産者の高齢化により近隣市場への出荷者が増加傾向にあることが伺われます。

(5)有害鳥獣被害防止対策

有害鳥獣の捕獲頭数は国庫補助事業の創設以降、飛躍的に増加してきましたが、鳥獣による農作物被害は減少傾向にはあるとは言えません。従来、被害対策は捕獲隊に頼るのみといった風潮でしたが、近年狩猟免許所得者も散見され、電気柵設置の要望も増加しており自衛の必要性が定着しつつあります。

野生鳥獣の出没は農地にとどまらず近年では住宅地周辺にも及んでおり、鳥獣被害対策は有害鳥獣捕獲のみでは対応しきれない状況になりつつあります。

◆ 主な取組

1-1 農業の振興

1-1-1 農地利用の適正化

- 遊休農地を活用した新規作物の導入・普及を探ります。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員及び認定農業者、新規就農者などの意見を反映した「地域計画」を作成し担い手農業者への農地の集約・集積を推進します。
- 農地情報の把握に努め、優良農地の拡大を図るとともに、営農に結びつく見込みのない農地については非営農地判断を行うなど、適正な農地確保に努めます。

1-1-2 担い手の育成支援

- 新規就農者が速やかに認定農業者へ移行できるよう既存の認定農業者との交流や技術研修などを行い、所得向上を目指した支援を推進します。

1-1-3 農業生産基盤の充実

- カボチャやホオズキ、里芋等の生産拡大を図ります。
- スマート農業推進と労働力軽減のための施設、機械の導入を図ります。
- JA、県と連携し、営農指導の体制整備を図ることで効率的な経営ができる農家の育成に努めます。
- 防災重点ため池について、災害による崩壊未然のための施策を推進します。またその他の農業用施設についても、受益者による維持管理の軽減に向けた取組を推進します。

1-1-4 農産物流通体制の強化

- 主力作物である甘藷の流通拡大を図ります。
- 農業振興連絡協議会を通じ、技術研修、試験研究、量販店等での販売促進活動を支援します。
- 加工品の商品化に向けた取組を支援し、ブランド認証商品を発信します。

1-1-5 有害鳥獣被害防止対策の推進

- 鳥獣被害防止総合対策事業を活用した電気柵設置の促進と、狩猟免許取得者の増加により自衛捕獲の拡大を図り被害の低減に努めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
中核農家等への農地集約率	%	20.7	80
耕作放棄地面積	ha	30.7	30.7
認定農業者数	人	73	62
新規就農者数	人	15	11
甘藷販売額	万円	53,475	60,000
ブランド化認定品目数	品目	0	2

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

1-2 畜産業・林業の振興

◆ 現状と課題



(1) 畜産経営基盤

輸入飼料価格の高騰や枝肉価格の下落傾向、乳価の低迷は畜産業の経営を著しく圧迫しており、自給飼料の拡大が喫緊の課題となっています。

稲発酵粗飼料の作付け促進や補助事業を活用した牧野道の整備などによる採草放牧地の維持により、自給飼料確保に努めています。また従来からの導入牛の補助を継続し、畜産経営の安定を図っています。

(2) 地産地消による農産物等の消費拡大

地産地消の拡大と食育を目的に、赤牛などの学校給食への食材提供を行っています。

(3) 林業生産基盤・人財確保

長期にわたる木材価格の低迷は森林所有者の森林への関心を大きく低下させ、本村の森林所有者には経済林としての価値観は低く、林業従事者も皆無に等しい状況ですが、戦後再造林された森林はすでに伐期を経過しており、利用伐採が急がれます。このような状況下、ロシアのウクライナ侵攻により木材価格が高騰し一部には主伐の動きも見られています。

今後も安定的に伐採、搬出ができるよう路網整備が必要です。また、公有林をはじめとして伐採を行う林分、環境林として保全する林分のすみわけを明確にし、計画的な伐採による森林環境維持が必要です。

◆ 主な取組

1-2 畜産業・林業の振興

1-2-1 畜産経営基盤の充実

- 導入牛の補助等を継続し改良増殖を推進します。
- 原野を維持し、採草・放牧ができる環境の維持を図ります。
- 耕畜連携体制を構築し、稲発酵粗飼料の生産を促進します。
- 堆肥センターの積極的な利用を促進し、有機肥料の拡大を図ります。
- 安定的な堆肥生産販売のため、堆肥センターの長寿命化を図ります。

1-2-2 地産地消の推進

- 引き続き、赤牛などの学校給食への食材提供を行い、地産地消を促進するとともに、地元食材に対する知識と理解を深めます。
- 学校教育での食育の推進を図るため、児童・生徒と生産者が直接交流できる機会づくりを行います。

1-2-3 森林の保護・保存

- 森林環境譲与税の現地調査を所有者や林業の担い手と調整して進め、民有林の整備に活用します。
- 森林の多面的機能に着目した森林の保護・保存を推進します。
- 山林原野の維持を目的とした作業道管理に努めます。
- 山林原野の適正管理に向けて、ドローン等を活用した効率化を図ります。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
地元産品給食提供回数	回/年	2	2

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

1-3 商工業の振興

◆ 現状と課題



(1) 商業圏の広域化

消費者の生活スタイルや意識の変化、車社会の進展といった社会状況の変化にともない、商業圏の広域化が進展しています。また、郊外型大規模商業施設の進出やインターネット購買の増加等の影響を受けて、村内の商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

(2) 地域企業の育成

地域企業の育成のため、中小企業利子補給金助成を継続して実施していますが、その他の商業振興に関する助成や融資等を制度化するには至っていません。また、商工会や事業所のニーズを把握するとともに、トップリーダーとなりうる人財発掘や育成の取組を進める必要があります。

また、西原村商工会と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、村内企業を支援する体制を整えたほか、空港周辺4町村との意見交換等を行い、TSMCの進出を契機に産業の振興に向けた広域的な取組に向けて協議を行いました。

(3) 企業誘致

令和4(2022)年度より、新工業団地の造成に向けた準備を行っており、令和7(2025)年度の造成完了を目指して取り組んでいます。

工業団地の造成後を見据え、企業進出の早期実現が求められます。

(4) 雇用の確保

雇用機会の増大と若年層の定住化に向け、各種補助金及びセーフティーネット等を活用し、地元企業の支援を行っていますが、若年層の雇用の確保が課題となっています。

新工業団地造成事業を契機に、UIターンを含めた、村内での雇用や移住・定住を促進し、雇用確保の加速化に向けた取組が求められています。

(5) 創業支援

西原村商工会、熊本県商工会連合会と連携して「認定創業支援等事業計画」を策定し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを活かし、またそれぞれが必要な情報をいつでも個々の状況に応じて取得できるよう、デジタル技術を用いた情報の提供など、創業・事業継承へ繋ぐ支援を行っています。

◆ 主な取組

1-3 商工業の振興

1-3-1	村内事業者の持続化支援の充実	■ 商工会と連携し、地域事業者のニーズを的確に把握することで、人財の発掘・育成を含めた効果的な支援を行います。 ■ 経営安定化に資する各種情報提供を継続して実施するとともに、内容の充実を図ります。
1-3-2	関係団体間の連携体制の確立	■ 西原村企業連絡協議会による各種活動及び情報共有を促進します。 ■ 地域の特産品や観光資源を効果的に活用し、分野を超えた連携体制を確立して村内商工業の振興を図ります。
1-3-3	企業誘致の積極的推進	■ TSMCの進出を契機に、新工業団地として造成を進めているすべての区画に、企業を誘致し、新たな工業団地造成を含めた企業誘致を積極的に行います。小売業を含め、様々な業種の村内への立地を支援します。
1-3-4	雇用の確保	■ 村内企業へのUIJターンを促進します。 ■ 空き家・空き地バンク等を活用し、就労者の住宅確保を図るとともに、雇用の確保・定住化を推進します。
1-3-5	創業・事業継承支援の充実	■ 「認定創業支援等事業計画」に基づき、創業希望者に対し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じた適切な情報提供などの支援を行います。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
企業誘致進出相談件数(延べ)	件	3	6
地域企業進出協定締結企業数(延べ)	社	0	2
新規創業相談件数(延べ)	件	22	25

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

1-4 観光の振興

◆ 現状と課題



(1)観光振興体制

本村は、自然豊かな農村地域で、村景観計画及び村景観農業振興地域整備計画に基づき、村の景観維持に積極的に取り組んでいます。一方で、阿蘇くまもと空港、熊本市、阿蘇地域にほど近く、立地的には好条件に恵まれた地域です。

商工会や村内各種民間団体等が主体的に観光振興に関わる体制として、平成30(2018)年度に設立された西原村観光協会と連携し、住民、関係団体等の協働による観光資源ネットワーク化や地域周遊ルートの開発等に取り組んでいます。今後は、コロナ禍後の外国人観光客増加への対応や、近隣自治体を巻き込んだ広域的な観光振興体制の構築が求められます。

(2)観光資源の活用

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う国及び県の緊急事態宣言の発出等により、都道府県や市区町村の人流が制限され、観光需要は一時的に大きく落ち込みましたが、徐々に回復してきています。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、これまで実施することができなかった、体験型観光の推進及び新たな観光コンテンツの創出が求められます。

また、消費者ニーズの把握に努めるとともに、地元の農林畜産物を活用した食の開発や、地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等を推進し、観光客へのおもてなしサービスを提供する魅力ある観光地づくりに取り組む必要があります。

(3)観光の情報発信

関係人口の増加、移住定住の促進に向けたPR動画を作成し、村の魅力を広く発信する取組を行っています。また、ホームページによる情報発信、村外の集客力のある主要施設でのPR活動など各種情報発信を行いました。

村の魅力の発信については継続的な取組が重要となるため、PR活動の強化と情報発信手段の多様化が必要となっています。

◆ 主な取組

1-4 観光の振興

1-4-1 観光振興体制の強化

- 外国人観光客の受入体制の整備を図ります。
- 広域的な観光周遊ルートの創出に向け、近隣自治体等との情報交換を図ります。
- 商工会や西原村観光協会等の関係団体と連携し、イベントの実施等、各種観光振興の取組を支援します。

1-4-2 観光コンテンツの充実

- 西原村の農村の強みである自然環境を活かした体験型観光コンテンツの創出を図ります。
- 特産品を活かした食の観光コンテンツの創出を図ります。
- 大切畑ダムの跡地利用については、観光の拠点となる施設整備を推進します。

1-4-3 観光情報の発信

- 阿蘇くまもと空港をはじめとした、各種施設と連携し、観光振興に係るPR活動を推進します。
- ホームページをはじめとして、パンフレットの作成、SNSやLINE等のコミュニケーションツールを活用した情報発信手段の多様化を図ります。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
村ホームページ専用情報サイトアクセス数	件	18,938	29,000
観光入込客数	人	1,048,956	1,100,000
依山交流館萌の里来館者数	人	224,896	250,000
多言語対応のパンフレット数	種	0	2
体験型イベントコンテンツ数	件	0	1

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

基本目標2

安心・安全な暮らしのむら

目指すむらの姿

基本施策 2-1

計画的な土地利用と住生活環境の整備

必要な住宅が供給され、景観と住環境の調和がとれた街並みが形成されています。

基本施策 2-2

上下水道の維持・管理

安全で安心な水資源が、村全体に供給されています。

基本施策 2-3

環境の保全

豊かな環境資源が、村内外の人を惹きつけています。

基本施策 2-4

消防・防災対策の充実

あらゆる災害に対応できる強靱な地域が形成されています。

基本施策 2-5

防犯・交通安全対策の充実

犯罪被害や交通事故のないむらになっています。

基本施策 2-6

道路・交通ネットワークの整備

交通不便が解消され、交通弱者を生まないむらになっています。

2-1 計画的な土地利用と住生活環境の整備

◆ 現状と課題



(1)土地利用

多様化、複雑化、高度化する地域経済や住民の様々なニーズに応えつつ、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例及び西原村景観条例に基づき、また阿蘇の玄関口でもあることから、阿蘇景観保全会議の取組も踏まえ、開発行為及び構造物建築の指導等を行ってきました。

また、一部の地域は、準都市計画区域に指定されており、今後の開発状況によっては、用途地域の指定等についても、周辺地域の状況も踏まえて検討していく必要があります。

これからの土地利用は、宅地や商業地、工業用地の開発及び農用地や森林の保全、農村集落の環境資源の保全等、西原村の将来像を描くうえでも、一定の規制の下で、均衡ある発展を図ることを念頭に、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

(2)地籍調査

総合的、計画的な土地利用及び土地に関する施策の計画・実施を円滑に進めるため、地籍調査を行っていますが、熊本地震に伴う地殻変動により、断層上の地域等では予想より変動量が大きく補正ができない地域が確認されており、調査の長期化が見込まれています。

(3)宅地の供給

台湾の世界的半導体企業であるTSMCの工場が近隣自治体の菊陽町に建設されることから、菊陽町を起点として、周辺自治体においても外国人を含めた関係人口の増加が見込まれており、宅地の供給は喫緊の課題となっています。

村の北西部の地域は、準都市計画区域に指定されており、法令に基づく開発行為の規制をはじめとして、計画的な宅地供給による住環境整備の誘導を行っています。しかし、今後の西原村の将来像を見据えたインフラ整備の充実や、豊かな農村及び景観等の環境資源の保全や非農地判断された土地の利活用も含めた総合的な整備への誘導を図る必要があります。

(4)公営住宅等

村では、既存公営住宅のほかに熊本地震後に整備した災害公営住宅・単独住宅について、適正な維持・管理を図るとともに、住戸・設備等の改善に努めています。また、通常の維持・管理については、駐車場の舗装や軽微な修繕等にも取り組みました。

熊本地震後に整備した災害公営住宅・単独住宅については、木材の劣化が想定よりも早くみられており、必要に応じて補修・改修等を行う必要があります。

◆ 主な取組

2-1 計画的な土地利用と住生活環境の整備

2-1-1	計画的な土地利用の推進	■ 土地利用構想・土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を推進します。 ■ 景観条例等を踏まえ、村の景観に配慮した土地利用を図ります。
2-1-2	地籍調査の推進	■ 地籍調査に要する期間、調査対象エリア等を踏まえ、効果的な地籍調査の実施に努めます。
2-1-3	計画的な宅地供給の推進	■ 庁内連携体制を強化し、開発申請に対する助言指導体制の充実を図り、計画的な宅地供給による住環境の整備に努めます。 ■ 民間による住宅造成を支援します。
2-1-4	適正な公営住宅等の維持・管理の推進	■ 公営住宅・単独住宅の適正な維持・管理を行うとともに、必要に応じた設備改修を行います。 ■ 「西原村第二期公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改修工事等を計画通りに実施し、公営住宅の長寿命化を進めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
土地利用構想・土地利用計画の策定	—	—	策定

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

2-2 上下水道の維持・管理

◆ 現状と課題



(1) 水道供給体制

本村では村営簡易水道をはじめ複数の地域水道組合が運営されています。

持続可能な水道供給に向けて、地域水道組合との統合が図られていますが、熊本地震の影響や水質および料金の課題等により組合の統合は遅れています。また、水源の位置や地形、既存施設の状況から、統合及び統合後における設備等の再整備に要する費用は多額なものになると見込まれています。

(2) 管路の更新

有収水率向上のため、漏水調査や長期的視点での漏水リスクの高い管路などを優先して管路更新を図っています。

近隣自治体へのTSMC進出に伴う住宅や事業所の増加が見込まれており、これに伴い給水需要が高まることが予想されるため、引き続き計画的な管路の整備・更新が必要です。

(3) 合併処理浄化槽の整備

村では、住民に単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換の働きかけとして、国や熊本県の補助金を活用して、合併処理浄化槽への切り替えを促進しています。

熊本地震からの再建により、新規の合併処理浄化槽設置数は増加していますが、住宅再建に伴わない単独処理浄化槽等からの転換については、費用に掛かる個人負担が大きいことが課題となっています。

また、合併処理浄化槽設置者に対して、設置年度の翌年度から4年間にわたって維持管理補助金を交付し、適正な維持管理の促進を図っていますが、補助金対象外の方や、維持管理補助金交付が終了

◆ 主な取組

2-2 上下水道の維持・管理

2-2-1	水道供給体制の整備	■ 施設・設備の計画的な維持・更新に取り組みます。 ■ 地域水道組合のあり方について、継続的な協議を進めます。 ■ 安全・安心な水資源確保のため、水質の維持及び新規水源の確保に取り組みます。
2-2-2	適正な管路の維持	■ 有収水率の向上に向け、管路更新計画を策定し、管路更新整備に取り組みます。 ■ 既存管路の計画的な更新、新たな配水管布設を行い、災害等にも強い管路網の構築に取り組みます。
2-2-3	下水処理基盤の充実	■ 合併処理浄化槽の普及を促進します。 ■ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進に向けた啓発を行います。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
上水道有収率	%	92.4	94.0
合併処理浄化槽普及率	%	82.7	85.0

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

2-3 環境の保全

◆ 現状と課題



(1)河川

主要河川の18ヶ所で水質検査を行っており、3河川(布田川・長田川・玉田川)を除いては概ね良好な水質が維持されています。また、長田川にはEM活性液を流して河川の水質浄化や公衆衛生の向上に努めています。

河川の汚濁の原因は、家庭や小規模事業所等による浄化設備使用方法や不具合などが原因と考えられますが、事業所については阿蘇保健所による指導が行われています。

(2)山林・原野

熊本地震により崩壊した原野の復旧は、概ね完了しました。しかしながら、原野の機能維持を図るための原野火入れについては、集落民の高齢化も進み先行きが不透明であります。また、近年は豪雨等の災害による山腹崩壊なども起きており、関係機関と連携して山林・原野の維持を継続していく必要があります。

(3)農村・景観

西原村景観条例による届出や開発行為等の基準及び手続に関する条例による事前協議等を徹底することにより、景観や自然環境に配慮した開発の誘導を図っています。

村内の主要幹線道路沿線における宅地開発が進むと同時に、TSMCの進出等伴う開発申請が増加傾向にあるため、これまで以上に届出や事前協議を確実に行うことのできる体制を整える必要があります。

また、西原村の魅力の発見や表現をテーマにしたフォトコンテストを実施しており、今後も継続して農村景観の継承及び環境保全の啓発を推進するとともに、自然環境を守るために必要な自然エネルギーと調和した新しい景観形成に取り組めます。

(4)廃棄物の処理

廃棄物の不法投棄対策に関する協定書に従い、村消防団等と郵便局の連携体制による、不法投棄に係る情報収集や不法投棄防止活動の普及・啓発を行っています。定期的な巡視を行い不法投棄を発見した際は、保健所や警察署と連携して迅速に対応し、不法投棄の抑制に努めました。

また、再発防止のため、看板等を設置したほか、ごみステーションへの不法投棄の対応についても、地域住民との協働により対応しました。

山道や里道の狭小道路の先や、人が歩いてしか入れないような箇所での巡視や、民有地における不法投棄への対応が課題となっています。

◆ 主な取組

2-3 環境の保全

2-3-1	河川環境の保全	■ 阿蘇保健所等の関係機関と連携し、河川の浄化や公衆衛生の向上に努めます。
2-3-2	山林・原野の保全	■ 村内の山林・原野の定期的な目視等による確認等を行い、突発的な災害に備えた適正な維持・管理を行います。
2-3-3	農村環境・景観の保全	■ 本村の美しい景観や自然環境に配慮した開発の推進を図ります。 ■ 広報誌やフォトコンテスト等を通じて、美しい農村の価値への理解を深め、保全の重要性を啓発します。 ■ 環境学習を推進し、自然に触れ合う機会を提供することで、自然と共存することの必要性を啓発します。
2-3-4	不法投棄対策の推進	■ 関係機関と連携し、定期的な巡視等を実施することで、ごみの不法投棄対策を行います。 ■ ホームページや広報誌、ごみカレンダー等を活用した意識啓発を行い、家庭ごみの資源化を促進します。 ■ 情報発信の多言語化を検討します。 ■ ごみ処理の広域連携については、継続的な検討・協議を行います。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
家庭ごみのリサイクル率	%	17	19
環境適合河川数	河川	15	16

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

2-4 消防・防災対策の充実

◆ 現状と課題



(1)消防・防災組織

村では、発災対応型防災訓練の実施により、消防団組織、自主防災組織の強化を図っています。災害発生時には、消防団が自主的に警戒巡視等にあたり被害発生箇所の共有や住民の安否確認を行っています。また、地元消防団及び益城西原消防署西原出張所が連携して、既存水利の点検・管理を実施しています。

しかしながら、消防団員の高齢化や女性消防団員の確保等に課題があり、地域の防災体制の維持のため、消防団活動への理解促進が必要です。

(2)消防・防災基盤

地方債を活用し令和5(2023)年度中にすべての積載車の更新を終えたほか、熊本地震により被災した詰所の復旧も令和4(2022)年度に完了しています。今後は、車両等のメンテナンス費用が発生してくるため、財源の確保と計画的な更新が必要です。

また、村では、防災行政無線、ホームページ、公式LINE、Yahoo!防災アプリ、メール等、様々な媒体を活用して情報の周知を行っていますが、防災行政無線については機器の耐用年数を迎えているほか、災害対応関係のシステムが複数存在していることから、効果的な情報伝達手法の検討が必要です。

(3)消防・防災体制

発災に備え、職員の災害対応能力や個々の経験値向上のため、研修やグループワークを実施するとともに、発災対応型防災訓練を実施し災害時の対応について訓練を行っています。

今後は、大規模災害発災後の避難所運営を含めた、総合的な災害対策訓練の実施が求められるほか、災害時であっても必要な行政サービスを継続して提供できる体制の整備が必要です。

(4)地域企業における災害対応

熊本地震における被災の経験から、災害発生時の村内商工業の早期再建を図るため、村内企業のBCP(事業継続計画)策定を継続して支援を行います

◆ 主な取組

2-4 消防・防災対策の充実

2-4-1	自主防災体制の充実	■ 消防団による既存水利の点検・管理を継続するとともに、発災後に迅速な復旧ができるよう、自主防災組織の活動を支援します。 ■ 消防団員確保のために機能別消防団員制度などを活用し、体制を強化します。 ■ 発災対応型防災訓練の実施を通じて、災害対応力の習得を図るとともに、地域の自主防災組織力を強化します。
2-4-2	適正な消防・防災基盤の維持・管理	■ 小型ポンプ等、消防・防災設備の計画的な更新を図ります。 ■ 発災時に備え、最新の水利情報を把握し関係者間で共有するため、監視システムや情報共有システムの導入を検討します。 ■ あらゆる災害に備え、西原村総合体育館等の防災拠点施設を活用し、防災組織の強化を図ります。
2-4-3	消防・防災体制の強化	■ 職員の災害対応能力や個々の経験値向上のため、研修やグループワークを実施するとともに、地域づくり推進委員と地域の連携を図ります。 ■ 避難所運営訓練を含めた総合的な災害対策訓練を実施します。 ■ 必要に応じてハザードマップの更新を行い、多言語化にも取り組みます。 ■ 熊本地震の経験を活かした自主防災組織強化を目的に、地区防災計画、個別避難計画の策定を進めます。
2-4-4	地域企業における災害対応	■ 村内企業のBCP(事業継続計画)の策定支援を継続して行います。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
地区防災計画策定件数(地区)	地区	0	5
防災訓練の参加者数	人	2,017(2023年度)	2,100
消防団員数	人	252	255
防災力強化訓練の実施回数	回/年	0	1
避難行動要援護者個別避難計画作成率	%	—	100
村内企業のBCP策定支援数(延べ)	件	4	8

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

2-5 防犯・交通安全対策の充実

◆ 現状と課題



(1)防犯対策

防犯対策として、村内通学路2箇所、村内1地区3箇所に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止力向上を図りました。その他、必要に応じて防犯灯の設置を行い、新規設置及び設備更新時には、耐用年数及び消費電力等に優れたLED電球への転換を行っています。

(2)消費者保護

情報化の進展等に伴い、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法等の消費者トラブルも増加しています。被害の未然防止や救済に向けて、消費生活に関する啓発・広報活動や相談体制の充実を図るとともに、警察、消費者団体等と連携し消費者保護に取り組む必要があります。

(3)交通安全

交通安全対策としては、村による交通点検や住民からの要望に基づき、必要な交通安全施設（カーブミラー、ガードレール等）の設置を行っています。

その他、大津警察署や大津地区交通安全協会などと協力して、各種交通安全キャンペーン活動や各学校での交通安全教室、地区での講習会を実施し、住民の交通安全意識の啓発を図っています。しかし、高齢者や歩行者の事故が多く、高齢運転者のほか歩行者等の交通弱者に重点を置いた対策が必要となっています。

◆ 主な取組

2-5 防犯・交通安全対策の充実

2-5-1 防犯対策の充実

- 防犯灯や防犯カメラについて、必要に応じた設置を行い、適切な維持・管理及び計画的な更新を行います。
- 防犯意識向上に向けた啓発活動を行います。
- 防犯ボランティア団体と連携した防犯パトロールなどを実施して、住民の防犯意識の向上に取り組めます。

2-5-2 消費者被害の防止

- 警察、消費者団体等と連携し、特殊詐欺被害等から消費者を保護するための意識啓発を行います。

2-5-3 交通安全の向上

- 警察や大津地区交通安全協会(西原支部)などと連携して、保育園、学校及び老人会への交通安全教室を実施し、子どもや高齢者の交通事故防止に取り組めます。また、交通安全キャンペーン等の広報活動を積極的に実施し、住民の交通安全意識の向上に取り組めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
警察の刑法犯認知件数	件	4	0
防犯灯の設置箇所数	箇所	555	575
防犯カメラの設置箇所数	箇所	3	6
交通安全教室参加者数(延べ)	人	600	650
交通事故発生件数	件	12	0
交通死亡事故発生件数	件	1	0

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

2-6 道路・交通ネットワークの整備

◆ 現状と課題



(1) 県道

堂園小森線については、県事業への協力を行うことで工事着工が実現し、現在改良工事が進められております。東側区域の改良についても、引き続き要望を継続します。

また、山西大津線についても改良計画と併せて歩道設置を要望し、また、鳥子地区の新工業団地造成計画に合わせて計画の変更等を提案することで、より良い歩道整備に向けて進められています。

菊陽町へのTSMCの進出に伴い、空港周辺においては日常の渋滞が予測されます。

(2) 村道

万徳新所線道路改進黨業はすべて完了し、歩道整備されたことにより歩行者の安全が確保されました。その他、役場堤下線についても道路改良に向けて計画的に取り組んでいます。

また、道路パトロールを定期的に行い、危険箇所の早期発見に努め、防護柵、区画線、側溝蓋設置等、必要な交通安全施設の設置を行い、道路利用者の安全を確保しました。

(3) 交通ネットワーク

平成22(2010)年度より、障がい者と75歳以上の住民を対象に「福祉タクシー料金助成事業」を開始し、事業開始当初に比べて対象者が拡大しています。この事業は、民生委員を通じて、事業の利用対象となる住民の把握と利用促進を図っており、併せて、ホームページ等を活用して事業の周知に努めています。

また、県の生活交通路線維持費補助金を活用し、路線バス4系統に係る赤字補填を行い、地域公共交通の維持を図っています。しかしながら、県からの補助は段階的に減額されており、路線バスの乗車率アップと併せて、路線バスに変わる新たな公共交通網整備の検討の機会や将来を見据えた整備の検討が必要となっています。

◆ 主な取組

2-6 道路・交通ネットワークの整備

2-6-1	県道等の整備促進	■ 堂園小森線の高遊地区における事業計画に沿った整備促進を継続して行います。 ■ 山西大津線における歩道設置と新たに予測される空港周辺の渋滞解消に向けたバイパス整備への要請や、近隣自治体と利便性向上につながる広域的な道路整備を進めます。
2-6-2	村道の整備推進	■ 集落間を結ぶ生活道路の改良や通学道路の改良拡幅等を計画的に推進します。 ■ 災害による復旧を含め、計画的かつ効率的な道路維持管理を図ります。 ■ 道路の安全性に影響を及ぼす可能性のある河川等の巡視を実施し、計画的な維持・管理を行います。 ■ 職員の道路管理者意識の向上に努め、道路パトロールの精度向上を図ります。
2-6-3	福祉タクシー事業の普及	■ 福祉タクシー事業の利用基準を見直し、利用促進を図ります。
2-6-4	公共交通基盤の整備	■ 路線バスの運行に係る補助を行いながら、路線運行を維持していきつつ、乗車率アップに取り組めます。 ■ コミュニティバスや乗り合いタクシーなど、路線バスに代わる新たな公共交通基盤の整備を検討します。 ■ 今後の空港アクセス鉄道の整備状況を注視しながら、村内への駅設置を要望し、住民の利便性向上に取り組めます。 ■ これからの地域交通のあり方を検討するために、地域公共交通計画の策定を視野に入れた地域公共交通会議の発足に向けて取り組めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
福祉タクシー券利用枚数	枚／年	7,772	10,000
福祉タクシー利用登録者数	人	377	400
路線バス平均乗車密度	人	0.425	0.5
村内の路線バス系統数	系統	5	6

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

基本目標3

多様性を受け入れる支え合いのむら

目指すむらの姿

基本施策 3-1

地域福祉の充実

住民が住み慣れた地域で、支え合いながらいきいきと暮らしています。

基本施策 3-2

障がい福祉の充実

障がいへの理解が広がり、地域全体で支えるむらになっています。

基本施策 3-3

子育て支援の充実

安心して子育てできる環境が充実し、子どもたちが元気に育っています。

基本施策 3-4

健康の増進

健康で元気な住民が増えています。

基本施策 3-5

高齢者福祉の充実

元気な高齢者が増え、地域活動の主体となって活躍しています。

基本施策 3-6

地域医療・社会保障体制の維持

安心して医療を受けられる環境が維持されています。

3-1 地域福祉の充実

◆ 現状と課題



(1) 地域福祉

少子高齢化の進行等にもとない、福祉ニーズは複雑・多様化する傾向にあり、また、地域社会での人間関係の希薄化が進む中で、高齢者の孤立、引きこもり、児童や高齢者に対する虐待等の社会問題が顕在化し、身近な地域における生活不安が広がっています。

このような状況の中、本村でも社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の育成及び小地域ネットワークを実施しているほか、地区公民館等を活用し、地域交流の活動拠点として高齢者を中心にサロン等を実施しています。

また、各地区の活動拠点の充実のため、キーパーソンとなる後継者の育成、子どもや障がい者も含めた活動の場の開催支援が必要となっています。

◆ 主な取組

3-1 地域福祉の充実

3-1-1	社会福祉協議会の機能充実	■ 社会福祉協議会の機能拡充、組織体制の充実を図ります。 ■ 重層的支援体制の構築を進め、複合的な課題を抱える方への相談支援体制及び施設の整備を図ります。
3-1-2	福祉避難所の設置推進	■ 福祉避難所の設置に向け、福祉施設との協議を推進します。
3-1-3	地域を支える福祉人財の育成	■ 地域活動の担い手となるボランティアやキーパーソンの育成を推進します。

◆ 主な評価指標

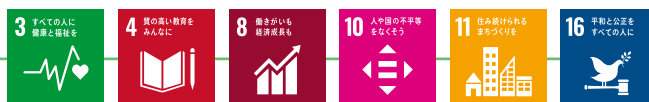
指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
福祉避難所数	力所	1	5
西原村地域福祉センターの新增改築	—	—	完成

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

3-2 障がい福祉の充実

◆ 現状と課題



(1) 支援体制

障がいのある子どもとその家族に対する支援として、療育相談員の設置を行い、乳幼児健診時から相談員を同行させるなどして、対象児の早期発見に努めています。特に法定健診に加え、5歳児健診を行っており、小学校入学に向けた大きな役割を担っています。

また、保育所等の支援者のスキルアップを図るため巡回支援専門員、発達障がい者支援センター支援員等を講師に研修会を実施しています。

すべての障がいのある方が住み慣れた地域で末永く安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供できるよう阿蘇圏域地域生活支援拠点を設置し、関係機関との連携に努めています。

(2) 障がい福祉サービス

保健医療機関との連携や就労支援、相談支援など地域生活支援サービスの充実に努め、障がいのある方の地域生活を支援するとともに、障がい福祉サービスや制度理解を深めるために、手帳交付時や地域懇談会、ホームページ等での周知を行っています。

地域共生社会の実現に向けて、多くの住民が障がいについての理解を深めるため、啓発活動を継続する必要があります。

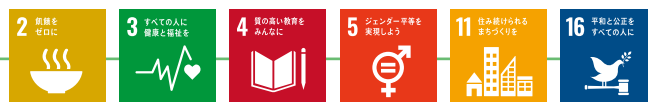
◆ 主な取組

3-2 障がい福祉の充実

- | | |
|--------------------|---|
| 3-2-1 障がい支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">■ 地域懇談会の実施を継続します。■ ライフステージを通して地域で相談や支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。 |
| 3-2-2 障がいに対する理解の促進 | <ul style="list-style-type: none">■ 障がい者に対してより多くの住民の理解を深めるため、活動報告、障がい福祉制度について多様な手段で周知します。 |

3-3 子育て支援の充実

◆ 現状と課題



(1) 保育体制

村では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに応じた幼児期の教育・保育サービスの確保に努めています。村内の新生児出生数の減少に伴い、保育園の園児数については、ここ5年間はわずかに減少しているものの、長時間の保育利用が増えています。

TSMCの菊陽町進出により、周辺地域への人口の流入が見込まれており、子ども・子育て支援事業の量の確保への検討が必要です。

しかしながら、保育士不足が深刻となっており、ニーズに応じた保育体制の確保が課題となっています。

(2) 切れ目のない子育て支援

村では、母子保健事業として、妊娠期の健康管理に関する情報提供から、出産後の母体の健康管理、子どもの基本的生活習慣の確立が健やかな成長につながることにについて、切れ目のない支援を行っています。

さらに、保育園及び小学校との情報連携により、幼児期の保育から小学校教育へのスムーズな移行を図っています。

(3) 療育・発達支援

療育・発達支援への理解の広がりは、支援の必要な子どもの早期把握につながっており、認知数も増えてきています。必要なサービスの提供に向けて、関係者間の連携体制の強化が必要です。

(4) 学童クラブ

放課後健全育成事業(学童クラブ)については、共働き家庭の増加にともない利用希望者が年々増加していますが、必要な指導員の確保が難しく、長期休暇中の受け入れが厳しくなっています。そのため、随時、指導員の募集は行っているものの、指導員不足の解消には至っていません。

◆ 主な取組

3-3 子育て支援の充実

3-3-1	子育て支援の充実	■ 関係機関で子育て支援体制を協議し、必要なサービスの拡充を図ります。 ■ 保育体制や行事の見直し、保育補助職員の配置など、保育サービスの維持に向けた体制整備を図ります。 ■ 保育士の確保を図ります。
3-3-2	切れ目のない子育て支援の推進	■ 妊娠期から出産、子育てに至るまでの総合的な相談支援を行います。 ■ 子育てひろばにおいて、子育てについて気軽に相談し合える環境づくりを図ります。 ■ 幼児期から学齢期へのスムーズな移行に向けて、関係者間での情報共有を行います。 ■ 保育園、小学校等における相互交流を図ります。
3-3-3	療育・発達支援の充実	■ 特別な支援を必要とする子どもの早期把握、必要な支援の充実を図ります。 ■ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが出来る社会づくりを目指し、体制整備を進めます。
3-3-4	学童クラブの充実	■ 学童クラブの支援員の確保を図ります。 ■ 学童クラブの維持・充実に向けて、民間委託も含めた体制のあり方を検討します。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
待機児童数	人	0	0
学童クラブ利用率(利用者数/利用申込者数)	%	100.0	100.0
子育てひろば利用回数(親子合算)	回	2,750	3,000

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

3-4 健康の増進

◆ 現状と課題



(1)母子保健

母子手帳発行時の生活習慣の振り返りと妊娠期の健康管理に関する情報提供から、出産後の母体の健康管理、子どもの基本的な生活習慣の確立が健やかな成長につながることにについて、各種母子保健事業で継続的に学習の機会を提供しました。

また、乳児学級を中心に、離乳食に関する学習と試食会の開催によるきめ細やかな支援に努めました。子どもの成長について、脳の成長・発達のメカニズムを学習することで、成長を促す環境づくり・生活リズムの重要性の理解を促すことができるよう支援をしています。

(2)各種健診

がん検診については、増加傾向にある女性がん検診の個別受診体制確保及び20才代、40才代の無料クーポン券の発行により、受診の機会を提供することで早期発見につながる取組を行っています。

特定健診については個別健診の委託医療機関の拡大、電話や家庭訪問による個別受診勧奨、割引クーポン券の発行、受診者への粗品の提供等、様々な工夫を行いました。

しかしながら、年代別受診状況でみると、若い世代の受診率が低い傾向にあることが課題となっています。

(3)保健指導

特定健診を通して、健診データから身体で起きていることをイメージできるよう結果を分かりやすく伝え、それぞれのライフスタイルに応じた生活改善につながるよう、様々な提案を行っています。特に自覚症状の少ない糖尿病は、生活習慣によって重症化するリスクがあるため、自己管理の継続的な支援と、中断者の有無の確認と対応を行っています。

家庭環境や仕事(勤務時間帯)など、ライフスタイルが多様化しており、アプローチ手法や生活改善のための具体策の提案には個別性を重視し、様々な工夫が必要です。

◆ 主な取組

3-4 健康の増進

3-4-1 母子保健事業の推進

- 心身の発達の目安を保護者が学び、判断できるための支援を継続するとともに、必要に応じて保育園等と情報を共有しながら、相談窓口としての機能を充実します。
- 妊娠期における健康管理及び出産後の子どもとの生活に向けた準備としての学習の場を確保します。
- 妊娠・出産を機に、精神状態が不安定となるケースや仕事との両立など様々なストレス抱えるケース等に対して、必要に応じて関係機関との情報共有を図り、孤立させない支援に努めます。

3-4-2 生活習慣病予防の推進

- 各種健診を通して、予防可能な疾患による入院医療費の高騰抑制につながるような保健事業の展開を図ります。
- 特定健診について、受診の必要性の理解促進に努めるとともに、健診を受けやすい体制づくりを図ります。
- 心疾患・脳血管疾患・腎臓病の予防のために、高血圧・糖尿病などの生活習慣病の早期発見・重症化予防に努めます。

3-4-3 保健指導の充実

- 住民一人ひとりの習慣を捉えながら、個別対応を中心とした関りに努めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
妊婦健診受診者数	人	34	45
乳幼児健診参加者数	人	160	190
育児学級・育児相談参加者数	人	168	190
特定保健指導実施率	%	76.8	80.0

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

3-5 高齢者福祉の充実

◆ 現状と課題



(1) 介護予防活動

村では、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業等に積極的に取り組むとともに、介護予防と高齢者の生活支援の担い手として、介護予防サポーターの拡大を図っています。

また、各集落において、高齢者の社会参加の促進や介護予防のための通いの場として「スーパーサロン」を実施しています。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者の通いの場づくり、認知症施策の充実、在宅医療と介護との連携等、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取組を行っています。

また、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自分らしい暮らしを継続できるよう、専門職を含めた地域の関係者による地域ケア会議を開催し、地域課題の検討や総合相談の窓口として在宅生活の支援を行っています。

(3) 高齢者の生きがいづくり

就労意欲のある高齢者の方は、シルバー人材センター等で、これまで培った技術、資格、経験等を活かして活躍されています。

また、寿生大学や生涯学習講座を通じた、高齢者の生きがい探し、仲間づくりの促進に努めております。さらに、高齢者が興味や意欲を持って自主的に介護予防に参加できる機会の増加を図るため、公民館等を活用し、介護予防の拠点としての通いの場を提供しています。

(4) 介護保険制度

介護保険制度の仕組や介護保険サービスが住民に理解されるよう、広報誌やホームページの活用、ミニデイサービスやサロン等の機会を通して、周知・啓発を行っています。

また、村内外の介護保険サービス事業所の情報を入手できるよう、国、県、事業所と連携して、介護サービス情報公表システムを活用しています。

◆ 主な取組

3-5 高齢者福祉の充実

3-5-1	介護予防の推進	■ 要介護状態にならないための介護予防事業を推進します。 ■ 利用者の利便性向上のため、通所型サービスのみではなく、訪問型サービスの実施を検討します。 ■ スーパーサロン実施集落の拡大を図ります。 ■ 介護予防サポーター養成講座を定期開催します。 ■ 地域の公民館等を活用し、ミニデイサービスの実施及び介護予防に関する講座を開催します。
3-5-2	地域包括ケアの推進	■ 地域包括支援センターによる地域ケア会議の継続実施及び内容の充実を図ります。 ■ 複合的な課題を抱える高齢者に対する総合的な相談窓口として、地域包括支援センターの機能充実を支援します。
3-5-3	高齢者の生きがいづくり	■ スーパーサロンへの理学療法士等のリハビリ専門職派遣を継続し、地域の自主活動を支援します。 ■ 寿生大学や生涯学習講座を開催し、高齢者の生きがい探し、仲間づくりの機会を提供します。 ■ シルバー人材センターの活動を推進し、地域における高齢者の活躍を促進します。
3-5-4	介護保険制度の理解促進	■ 介護保険制度の正しい理解の促進に向けて、情報を適切な範囲に素早く届けるために、効果的な情報発信を行います。

◆ 主な評価指標

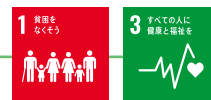
指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
要介護認定率	%	15.1	16.0
スーパーサロン実施集落数	箇所	16	20
地域ケア会議開催数	回／年	12	12

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 ※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

3-6 地域医療・社会保障体制の維持

◆ 現状と課題



(1) 地域医療体制

村には、内科クリニックが2件、歯科クリニックが2件の合計4件の医療機関があり、地域の医療が支えられていますが、入院・手術を要する場合や、専門性の高い診療科による診断を要する場合は、村外の医療機関での対応となっています。また、救急医療体制についても広域的な対応となっています。

村単独での医療体制確保は収益性や医師の確保の面で難しいため、引き続き、熊本市をはじめとする近隣市町村との広域連携により維持していく必要があります。

(2) 国民健康保険

国民健康保険の持続的な運営のためには、健康意識の向上と疾病の早期発見・早期治療が重要となります。

早期発見・早期治療へつなげるためには、特定検診の受診は欠かせないものであり、個別健診の実施・集団健診の休日実施など、受診機会を確保することで受診率向上に努めています。健診の受診が難しい方には、かかりつけ医療機関から情報を提供してもらう「みなし健診」事業を開始したほか、個別健診の実施医療機関を増やす等の取組を行いました。

また、保険・介護・保健衛生・福祉部門と保健・健康医療情報の共有化を図るとともに、広報誌による健康に関する啓発を行い、健康意識の向上を図っています。

(3) 国民年金

年4回程度、広報誌やポスター掲示による年金制度の周知を図り、制度の理解を推進するとともに、年金事務所と連携した相談体制の維持を図っています。

年金の資格取得時に、口座振替の促進・前納制度の案内を行い、学生や退職等の理由により、支払いが困難な資格取得者については、免除や納付猶予等の制度を案内し、未納対策に取り組んでいます。

◆ 主な取組

3-6 地域医療・社会保障体制の維持

3-6-1	地域医療体制の確保	■ 救急医療体制については、継続して広域的な対応を図ります。 ■ 村内医療機関との連携体制を確立し、地域医療体制の確保を図ります。
3-6-2	健康意識の向上	■ 特定健診の受診対象者の拡大を検討します。 ■ 「すこやか国保」の配布による健康に関する啓発を行います。
3-6-3	国民年金制度への理解促進	■ 広報誌等を活用し、制度に適した速やかな情報提供、啓発活動を行うとともに、窓口における相談体制の充実に努めます。 ■ 資格取得時に口座振替やクレジットカード、前納制度の周知を図るとともに、支払いが困難な加入者についても、免除や納付猶予等の制度周知を行い、未加入者・未納者の減少に努めます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
特定健診受診率	%	60.1	65.0

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 ※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

基本目標4

豊かなところとからだを育むむら

目指すむらの姿

基本施策 4-1

学校教育の充実

人間力が向上し、ふるさとに誇りを持つ子どもが増えています。

基本施策 4-2

文化・芸術の振興

文化・芸術活動の表現機会が確保され、村の文化・芸術が継承されています。

基本施策 4-3

生涯学習・スポーツの振興

多くの住民が、生きがいとやりがいをもって暮らしています。

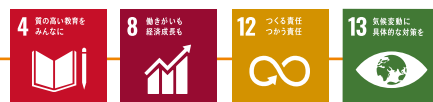
基本施策 4-4

青少年健全育成・社会教育の推進

人権が守られ、青少年が健全に育っています。

4-1 学校教育の充実

◆ 現状と課題



(1) 生きる力の醸成

村では、急激な社会の変化や生活環境の変化に対応できるよう、子どもたちの生きる力として確かな学力と豊かな人間性そして健康と体力の向上を目的に、学習意欲の向上を図りながら「生きる力」の醸成に向けた教育活動を実施しています。

地域や学校と連携しながら、ふるさと塾等の体験学習を展開して、西原村を知ることによって学校の総合的な学習に関連付けることと同時に、体験、考察そして発表への一連の教育に繋げることで、ふるさと西原村への郷土愛を育むことができました。

河原小学校では少子化や転出により児童数が減少傾向にあり、それに伴う学級数の減少にも懸念がありますが、「小規模特認校制度」を活用した、村独自の特色ある教育が求められます。

また、外国語教育に積極的に取り組み、国際的に活躍できる子どもたちの教育に力を注いでいきます。

(2) 地域と連動した教育

村では、学校支援協議会、学校運営協議会、地域学校協働活動など各々取り組みを推進するとともに、相互の連携により地域の意見を取り入れた教育体制の確立を図っています。

また、地域人財や保護者の参画を得て、学習支援や読み聞かせ、学校行事やPTA活動の充実が図られています。

(3) 子どもの特性に応じた教育

近年の子どもの成長過程における多様性を鑑み、合理的配慮に基づき一人ひとりの特性に応じた就学支援や教育環境の整備を推進しています。また、家庭での教育環境を含めた情報提供を行い、家庭教育における重要性の啓発に努めています。

就学前においても、教育活動の情報提供を行い、保育園、小学校、中学校と連携した情報の共有を実施し、わかりやすい人格形成のシステム化を推進しています。また、教育内容についても、授業改善を図りながら内容を検討し、連続性を高める教育を展開しています。

(4)教育環境

西原中学校の給食室(ランチルーム含む)は、令和3(2021)年度から新築工事を開始し、令和4(2022)年9月に竣工、現在は新しい施設での給食の提供が行われています。

また、指定避難所でもある山西小学校及び西原中学校については、屋外トイレの整備が完了しています。

小学校及び中学校は建築後数十年経過しているため長寿命化計画を基に、子ども達が安全安心に学習できる環境の整備を図っていきます。

(5)ICT学習環境

全ての子ども達の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和3(2021)年3月に村内の児童生徒に対して1人1台学習用端末を配布しております。

効果的な利活用方法を検討すると同時に、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後も学習用端末を計画的に更新し、端末の故障時等においても子ども達の学びを止めないICT学習環境の整備を図っていきます。

(6)人権教育

村内の小中学校では、道徳の時間を中心に各教育活動において、相手を思いやる気持ちや人権尊重の理念を持った授業を行っているほか、人権週間や人権集会を通じて、一人ひとりの人権意識の高揚や人権感覚を高める取組を行っています。

また、「西原村人権フェスティバル」において、人権啓発標語コンテスト及び人権作文コンクールに参加し、自ら人権について考え、表現することを学んでいます。

その他、村人権同和教育推進協議会学校部会において、テーマを設定し実践に取り組むとともに、子どもを見つめる大人の人権感覚の醸成を図っています。

◆ 主な取組

4-1 学校教育の充実

4-1-1 教育内容の充実

- 地域未来塾の開催により、中学校生徒の学力向上を図ります。
- 「ふるさと塾」等の体験学習を継続するとともに、体験メニューの充実に向けた検討を行います。
- 熊本地震を教訓とした、防災教育を推進します。
- 「小規模特認校制度」の活用に向けて、効果的な周知活動を行います。
- デジタル技術の有効活用に向けて、教職員の技能向上を図ります。
- 指導主事を配置し、授業改善及び学力向上に努めます。
- 児童・生徒が、インターネットやSNSの危険性を認識し、正しく活用できるための教育を推進します。
- 外国語検定取得の支援を行うことにより、子ども達の外国語学習の意欲向上を図ります。また、ICTを活用することにより特に聞く力、話す力の学習環境の整備を推進します。

4-1-2 地域ぐるみの学習支援の促進

- 地域学校協働本部を軸に、学校・行政・地域で協力しながら、さらなる教育内容の充実を目指します。
- 学校運営協議会において学校運営に地域の意見を反映した活動を展開します。
- 学校を核として、家庭、生徒会、地域、行政の5者連携を推進するとともに、西原村学校運営協議会を通して子ども達が地域を好きになり、また地域からも育まれる環境づくりを行います。

4-1-3 子どもの特性に応じた教育の推進

- 特別支援教育について、個別支援計画に基づく教育を行います。
- 不登校解消に向けて、適応指導教室を開講し、ニーズの把握とそれぞれのケースに合わせた教育活動を行います。

4-1-4 教育環境の整備

- 長寿命化計画に基づき、施設の適正な維持・管理を行い、誰もが安心して利用できる施設の整備を推進します

4-1-5 ICT学習環境の整備

- 教職員及び児童・生徒に対して、タブレット端末等の継続配備を図ります。
- 端末の故障時等においても、学びを止めないために予備機等の配備を行います。

4-1-6 学校における人権教育の推進

- 「生きる力」を育む教育活動の基盤として、様々な諸問題について、学習する機会を提供し、人権意識の高揚や人権感覚を培います。
- 人権フェスティバルに参加し、児童・生徒及び保護者の人権感覚の醸成を図ります
- 村人権同和教育推進協議会学校部会において、テーマを設定し実践に取り組むとともに、子ども及び保護者の人権感覚の醸成に努めます。
- 指導者として、教職員の実践力の向上を図ります。

◆ 主な評価指標

指標名			単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
全国学力・学習状況 調査結果 (前年度全国比)	小6	国語	pt	-0.6	+5.0
		算数	pt	-3.2	+5.0
	中3	国語	pt	-2.0	+5.0
		数学	pt	+1.6	+5.0
不登校児童数			人	15	0
いじめ件数			件	18	0

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

4-2 文化・芸術の振興

◆ 現状と課題



(1)文化・芸術活動

文化・芸術は、人の心に潤いを与え、人生のいろいろな場面において活力を与えてくれます。また、子どもの頃からそれらに触れて育まれる感性は、将来の豊かなライフスタイルを培い、人生を送る上での大きな財産となることから、日頃から文化・芸術に触れる機会を持つことは、住民の文化・芸術への意識を高めていくためにも必要です。

村では、生涯学習センター「山河の館」において生涯学習の場を提供しており、ふれあい祭り・西原村文化祭では、学習成果や個人作品等の発表・展示を実施しています。

しかしながら、近年は、出展者の高齢化や固定化により、出品数が減少傾向にあります。

また、若い世代における文化・芸術活動への意識低下等がみられるため、幅広い住民に文化・芸術活動への理解を促進し、積極的な活動参画につなげられるよう、継続的な啓発活動が必要です。

(2)文化財

文化財は村の貴重な文化的資源であるため、地震や風水害後には都度点検を行い、状態の確認に努めたほか、文化財標柱により平時から住民が文化財を認識できるよう環境整備にも取り組みました。

また、村では、文化的価値のある建物や史跡等を後世に残すため、村指定文化財の指定を進めています。熊本地震により被災した建物の復旧には、文化財への指定が大きな原動力となりますが、復旧後の管理については未指定建造物にはない制限が生じることから、地域住民への理解促進が必要です。

埋蔵文化財については、生涯学習センター図書室において、定期的な展示内容の入れ替えを行いながら常設展示しています。熊本地震後は、試掘調査件数が増えています。県の助言を受けながら円滑に実施しており、今後の増加が見込まれる包蔵地照会についても、GISデータを活用した照会ができるよう整備を行いました。

村内に賦存する巨木や希少動植物等については、レッドデータブックに掲載されるような希少植物もあることから、年1回程度希少植物パトロールを実施し、希少植物の植生地の観察を行っています。

今後は、村の文化的資源や歴史、熊本地震の経験等を後世に残すため、これらが有機的に結び付いた文化・芸術の継承及び振興への取組が必要です。

◆ 主な取組

4-2 文化・芸術の振興

4-2-1 文化・芸術活動の促進

- 西原村文化祭については、活動発表の機会として、継続実施します。
- 文化・芸術活動について、各々の活動周知を図るとともに、活動発表の機会を確保します。

4-2-2 文化財の保存と有効活用

- 文化財の状態を定期的に巡回調査し、適切な保管の指導、協力を行うとともに、環境整備等適切な処置を行います。
- 村指定文化財への指定について、地域住民への理解を促進し、文化的価値のある文化財の適切な保全を図ります。
- 開発行為による工事着工後の埋蔵文化財の不時発見を減らすため、事前に埋蔵文化財の調査を行います。
- 希少植物の周知とともに、盗掘の禁止や不用意な画像のアップロード防止について注意喚起を行います。
- 西原村史の活用及び文化財紹介や講演等の実施を通じて、西原村の歴史の伝承を図ります。
- 「文化財保存活用地域計画」の策定を図り、村の文化的資源や歴史、熊本地震の経験等を、むらづくりに積極的に活用します。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
文化・芸術活動の発表機会数	回	1	1
村文化財の保全事業への支援件数	件	5	5
「文化財保存活用地域計画」の策定	—	未策定	策定完了

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

4-3 生涯学習・スポーツの振興

◆ 現状と課題



(1)生涯学習

社会教育事業の拠点として建設された、生涯学習センター「山河の館」では、定期的な読み聞かせ会をはじめとする各種講座やイベントが展開されているほか、西原村文化祭・ふれあい祭りでは各種講座の参加者による作品展示やステージ発表の場となるなど、様々なニーズに対応できる生涯学習の施設として地域住民に広く親しまれています。

しかしながら、生涯学習講座の講師の高齢化やコロナ禍による講座参加者の減少等の影響もあり、講座開講数は減少傾向にあります。

日本人の長寿命化が進む中、生涯にわたって取り組むことができる学びの機会は、地域コミュニティの拡大や生きがいづくりとしても重要であるため、村主催の生涯学習講座を基盤としつつ、住民が主体的に講座を実施していけるよう、地域活動団体の育成・支援が必要です。

(2)スポーツ

西原村スポーツ協会では、住民の体力向上を図り、スポーツ精神の涵養に資することを目的として、村内における体育・スポーツの振興に取り組んでいます。

令和4(2022)年には、西原村総合体育館が完成し、村のスポーツ振興、健康づくり、地域活性化及び防災拠点として、供用開始されました。

今後も、住民の健康づくりとコミュニティ活性化に向けて、スポーツ推進委員と協働して、各種スポーツイベントや講座等を開催し、生涯スポーツの推進、ニュースポーツの普及啓発に取り組んでいく必要があります。

また村では、運動機会の確保に向けたさらなる支援と、ゴールデンエイジといわれる小学校低学年の体力向上を目指すとともに、すべての世代がスポーツ・文化活動などに親しみ、その取組を通じて笑顔になり、多世代間コミュニティの礎になることを目的とした、総合型地域スポーツクラブの育成・支援にも力を入れています。

小学校部活動等の社会体育移行に伴い、村には11のスポーツ団体(クラブチーム等)が活動しており、村内のスポーツ推進体制が支えられています。村内の各競技の指導者や有識者等(スポーツボランティア、審判など)のさらなる発掘及び育成支援等、地域のスポーツ活動団体への継続的な支援を通じて、競技スポーツの振興にも取り組む必要があります。

◆ 主な取組

4-3 生涯学習・スポーツの振興

4-3-1 生涯学習の推進

- 生涯学習センターの持続的運営に向けて、指定管理への移行も含めた、管理体制の検討を行います。
- 村内外から、様々な講師にアプローチし、ニーズに合った生涯学習講座の開設を図ります。
- 住民ニーズを踏まえ、生涯学習講座の実施について、場所・時間・日程・内容等を検討し、幅広い住民が参加できるよう努めます。
- 住民及び活動団体の自発的な生涯学習活動や企画について、継続的かつ自立した活動ができるよう、育成・助言を行います。

4-3-2 スポーツの振興

- 西原村運動公園の持続的な管理運営に向けて、指定管理での委託やネーミングライツなどを含む管理運営体制の検討を行います。
- スポーツ推進委員の確保・育成を図ります。
- ニュースポーツの普及・啓発を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。
- 地域スポーツ団体の活動を支援します。
- 競技スポーツを支援します。
- スポーツボランティア、スポーツ指導者の確保・育成を図ります。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
スポーツ推進委員数	人	10	10
総合型地域スポーツクラブ数	団体	0	1
地域スポーツ団体(クラブチーム等)数	団体	11	11

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

4-4 青少年健全育成・社会教育の推進

◆ 現状と課題



(1) 子どもを取り巻く環境の変化

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く家庭環境及び社会環境は大きく変化しました。このような社会環境の変化を要因として、家庭や地域におけるしつけや、手伝い(体験)の機会は減少しており、青少年に対する社会教育や様々な体験活動の機会の確保は重要となっています。

本村では、ふるさと塾の開催を通して、体験活動等を行い、西原村のすばらしさを実感できるプログラムを実施しています。

また、児童・生徒の登校・下校時には、地域での見守り活動が行われています。

しかし、地区によって活動への取組に温度差があり、地域間格差が発生しています。

(2) 青少年健全育成

近年、携帯電話やインターネット等の各種メディアの著しい発達と普及により、青少年が有害な情報等に容易に接触できるようになるとともに、有害サイトを通して子どもが犯罪に巻き込まれる危険性の高まりが大きな問題となっています。

学校及び図書室のパソコンでも有害サイト等への接続を防止するフィルタを設置し、有害情報から子どもたちを守っているほか、各学校で、熊本県の取組等を継承し、様々な情報提供や指導及び大津署のサポーター等による指導も定期的を実施しています。

また、いじめや非行等のサインに気づき、重大な問題に至る前に防止するためには、子どもたちの社会構造や考え方についても大人が学び、子どもを見守る力を養うことが大切です。

このような中、地域で行われている一日一汗運動や地域内での見守り等による、子どもたちの安心安全の確保がますます重要になってきています。

(3) 社会における人権啓発

村では、阿蘇郡市人権同和教育連絡協議会・熊本県人権教育研究協議会・部落解放同盟等の研修会に、教育委員会及び行政・学校・保育園関係等、幅広い分野の方に参加していただいているほか、広報誌に、毎月、人権問題に関する記事を掲載し、身近な問題として住民に広く周知を行っています。

また、各種イベント等に分館長をはじめとした地域住民を案内し、人権問題を提起して、人権問題に対する理解を深める施策を実施しています。

年1回、村人権同和教育推進協議会総会を開催し、各部会での活動内容等を周知して、今後の施策につなげています。

◆ 主な取組

4-4 青少年健全育成・社会教育の推進

4-4-1 社会教育の推進

- 学校・地域住民・行政が協働して、ふるさと塾の事業における、受入地域の拡充を図ります。
- 分館長会議等を活用した研修会を実施し、分館長としての職務や役割、地域におけるリーダーとしての必要性についての理解を促します。

4-4-2 青少年健全育成の推進

- 地域と子ども相互の声かけ運動や講習会等を通して、大人が青少年の健全育成に関心を持ち、積極的に関わるための関係づくりを推進します。
- 子どもたちの生活の変化を把握し、有害サイト等が子どもの健全な成長に影響を及ぼさないよう情報モラルの啓発を図ります。
- 情報モラル教育ソフトの導入等により、想像の難しいインターネット上での被害や問題についての学びの機会を確保します。

4-4-3 人権の啓発

- 広報誌やインターネット等、様々な手段を活用し、人権問題の広報活動を推進します。
- 地区公民館活動や社会福祉協議会との連携のもと、人権問題に対する正しい知識と理解を周知するとともに、多方面にわたって広く呼びかけを行います。
- 人権フェスティバルの開催を通じて、人権に対する正しい知識と理解を深めます。
- 西原村人権同和教育推進協議会総会の開催を通じ、新たな気づき等によりさらなる人権感覚の醸成につなげます。

基本目標5

手をとり合い共に歩むむら

目指すむらの姿

基本施策 5-1

協働のむらづくり

住民の声がカタチとなってむらづくりに活かされています。

基本施策 5-2

効率的な行政運営の推進

職員の意欲・能力の向上が図られ、効率的な行政運営が行われています。

基本施策 5-3

健全な財政運営の推進

健全で自立した財政運営が行われています。

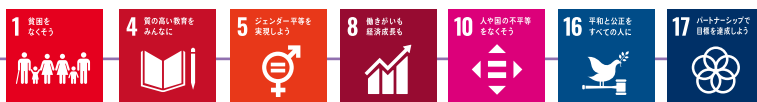
基本施策 5-4

広域連携の推進

広域連携により、生活に必要な住民サービスが維持されています。

5-1 協働のむらづくり

◆ 現状と課題



(1) 住民主体の地域づくり

地方分権が進む中、地域住民が自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく協働のむらづくりを実現することは、持続可能な自治体経営の実現に向けて必須となっています。

本村における「むらづくり」については、地域の人口規模等に応じて配分する「地域づくり推進補助金」を通して地域の独自活動に助成しており、これにより、地域づくりについて地域住民が主体的に考える契機となっています。

役場職員を各地域の「地域づくり推進員」として配置し、「地域づくり推進補助金」活用への助言を行っています。各地域の運営組織や考えに温度差があり、その地域差をどう埋めるか、さらには、活動の主体となるむらづくり団体やリーダーの育成、地域おこし協力隊の地域でのかかわり方が課題となっています。

(2) 住民意見の反映

むらづくりにおける住民意見の反映に向けて、各種行政計画策定時には住民アンケートを実施するなど、住民や地域の声を施策に反映する取組を行っています。しかし、目標としていたパブリックコメント制度実施要綱制定・各種計画策定時の委員選出規定等住民参加システムの構築には至ってはいないものの、実現に向けて継続的な検討が必要です。

(3) 住民活動拠点の整備

熊本地震により被災した、集落の集会施設等の建設及び復旧については、仮設住宅撤去後のみんなの家を移設、日本財団による復興支援のための寄贈施設の利用、県の基金を活用した修繕等により、予定していた復旧事業は完了しています。

しかしながら、老朽化が進んでいる既存施設もあり、長寿命化にむけた継続的な維持・管理に向けた支援が必要です。

(4) 男女共同参画

住民主体のむらづくりを推進するためには、年齢や性別に関わらずあらゆる住民の参画機会が確保されることが重要です。

村では、令和4(2022)年に「第2期西原村男女共同参画計画」(計画期間：令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)を策定し、「みんなが住みよくお互いに尊重しあうむらにきはら」を目指す将来像として、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

少子高齢化により、担い手不足が深刻化する中、男女が平等にむらづくりに参画できる取組が求められます。

第3部 前期基本計画

◆ 主な取組

5-1 協働のむらづくり

5-1-1	住民主体の地域づくりの推進	■ 住民主体の地域づくりに向け、「地域づくり推進補助金」の有効活用を図ります。 ■ 地域づくり活動の活性化を目指し、教育委員会と連携し、学習、情報提供の場として女性セミナーや高齢者学級などを開催し、それぞれの立場でのリーダーの育成を図ります。
5-1-2	住民意見の反映推進	■ 住民のニーズを把握することで、可能な限り住民の意見や要望を政策に反映できるよう、パブリックコメント制度実施要綱を制定します。 ■ 各種行政計画策定時など、政策決定過程への住民参画の機会確保に努め、特に女性の参画を推進します。
5-1-3	住民の活動拠点の適正管理	■ 復旧済みの集会所や公民館等を含め、住民の活動拠点となる施設の適正な維持・管理を支援します。
5-1-4	男女共同参画の推進	■ 家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革を促進し、男女共同参画社会の実現を図ります。 ■ 男女平等意識の浸透を図るため、学校教育や社会教育(生涯学習)における男女共同参画に関する学習機会の確保を図ります。 ■ 西原村男女共同参画計画に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組を推進します。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
パブリックコメント制度実施要綱制定	—	未制定	制定
村における管理職(課長級)への女性登用率	%	8.3	16.6

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

5-2 効率的な行政運営の推進

◆ 現状と課題



(1) 行政事務の効率化

庁内では、課長会議や課内ミーティングを適宜開催し、情報の共有を図っているほか、業務量の平準化を図るべく、各課横断的に協力し合える体制づくりが徐々に進んでいます。

さらに、標準的な事業等のマニュアル化、人事評価における各課の事業目標作成が進んでいます。また、事業のマニュアルについては、国の制度や取扱いの変更や住民サービスの多様化への対応が課題となっています。

今後は、行政事務の効率化への取組と併せて職員のスキルアップと資質向上を図りながら、効率的な行政運営を加速させる必要があります。

(2) 窓口業務の効率化

マイナンバーカード交付率の向上に伴い、窓口サービスのワンストップ化に向けた取組が全国的に広がりをみせています。

窓口業務の効率化は、住民サービス向上につながると同時に、行政事務の効率化にもつながります。しかしながら、実現には全庁横断的な検討が必要となるため、先進事例の情報収集とともに慎重な議論が求められます。

(3) 行政手続のオンライン化

個人インターネット接続の普及により、インターネット上で様々なサービスが提供されるようになりました。

国は、マイナンバーカードの利用を含む行政手続をスマートフォン等で完結することを目指し、自治体の行政手続の効率化と住民の利便性向上を図るため、原則、全ての地方公共団体で、一部の行政手続のオンライン化を推進することとしています。

(4) 広報・広聴

住民へのお知らせや情報提供は、広報誌やホームページを中心として行われていますが、今後の時代の流れに沿った幅広い世代に訴求する情報提供手段や、双方向の広報・広聴手法の検討が求められます。

◆ 主な取組

5-2 効率的な行政運営の推進

5-2-1	行政事務効率化の推進	■ 継続的な業務量の平準化に取り組みます。 ■ 事務事業の点検・評価を行い、評価結果を踏まえた事業の実行及び見直しを行います。 ■ 基本的・標準的な施策・事業については、マニュアル化を図り、業務の効率化に取り組みます。 ■ 熊本市市町村職員研修協議会、自治大学校、市町村アカデミー等への派遣研修や、他の公共団体との人事交流等を通じて、職員の資質向上に取り組みます。
5-2-2	窓口サービスの充実と効率化の推進	■ 書かない窓口や総合窓口の導入を含め、窓口ワンストップサービスの実施に向けた検討を行います。 ■ 住民ニーズの把握をし、多言語化を含め住民にとってメリットのある窓口のあり方について検討します。
5-2-3	行政手続のオンライン化の推進	■ 子育て・介護関係の26手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とします。
5-2-4	広報・広聴の充実	■ 住民への情報提供手段の多様化を図るとともに、双方向情報共有サービスの提供に向けた検討を行います。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
SNS登録者数	人	661	2,800
マイナンバーカード交付率	%	60.5	100.0
役場庁舎以外での証明書等交付件数	件	—	3,300

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

5-3 健全な財政運営の推進

◆ 現状と課題



(1) 歳入・歳出

本村での歳入における健全化対策としては、収税対策として、滞納者の財産差押えや阿蘇郡市7市町村・熊本県による併任徴収等、徴収体制強化に向けた取組により収納率は微増傾向にあります。

今後も、国による地方創生が推進され、村税等の自主財源確保が重要になるため、国の施策による共通納税システムの活用など納付方法の多様化や利便性の向上を進める一方、徴収体制のさらなる強化と新たな滞納者を増やさない取組が必要です。

歳出においては、庁費、公用車等の見直し、補助事業等の活用による投資的経費の削減等を行っていますが、各種団体に交付している補助金の削減については取組には至っていません。また、職員数の適正管理に取り組んでいましたが、熊本地震対応のため一般職員・任期付職員等の増員により人件費は増加し、災害復旧の財源に要した地方債の元利償還金は、今後も高水準での支出が続くことから、財政状況は厳しさを増していくことが見込まれます。なお、財源不足への対応については基金の増額等で対応を図っています。

今後は、様々な行財政改革に取り組み、持続可能な自治体経営の実現に向けて財政運営の健全化が求められます。

(2) 村有財産の適正な維持・管理

人口減少や社会構造の変化などが進む中で、社会基盤であるインフラ施設や各公共施設の適正な管理が必要となっています。

熊本地震により被災した公共施設等の復旧は計画的に進められてきましたが、既存公共施設の有効活用、各施設の長寿命化計画や施設個別計画に基づき、施設の廃止を含めた公共施設のあり方や改修、改築、更新などについての検討を進め、住民ニーズに応じた適正な維持・管理を行う必要があります。

(3) 地方公会計制度への対応

地方公会計は、現金主義会計を補完する民間企業の会計手法の考え方を取り入れた制度です。

地方公共団体の財務諸表は、営利を目的とする企業の財務諸表とは異なるものの、将来負担を含めた地方公共団体の財政状況を明らかにし、効率的な財務運営を推進するうえでは重要であると考えられています。

今後は、様々な諸表の情報分析により、財政の効率化・適正化を図り、資産管理や予算編成・政策評価等に活用することが求められます。

◆ 主な取組

5-3 健全な財政運営の推進

5-3-1 歳入・歳出の適正化

- 村税の収納率向上に向け、新たな滞納者を増やさないよう、給与の特別徴収事業所の増加に向けて取り組みます。
- スマートフォン等を活用したキャッシュレス納付の周知や口座振替の加入促進を行います。
- 阿蘇郡市7市町村及び熊本県との連携強化、滞納整理アドバイザーの活用等、「自主納付の村づくり」の実現に向け、徴税体制の強化に取り組みます。
- 手数料・施設使用料の適正な設定と徴収を行います。
- 義務的経費以外の歳出について、住民サービスの低下につながらないよう、適正な編成を行います。
- 補助金・負担金については、妥当性について継続的な検討を行います。
- SNSやホームページ、その他専門のサイトなどを活用し、村の魅力発信、地場産品の新規開拓や事業者間のコラボ商品開発など、ふるさと納税に対する取組を強化し、自主財源の獲得に向けた取組を強化します。

5-3-2 公共施設の適正な維持・管理

- 西原村公共施設等総合管理計画及び西原村公共施設個別管理計画に基づき、村有公共施設の適正な維持・管理を行います。

5-3-3 財務分析の推進と活用

- 新地方公会計の内容を十分に理解し、利活用できるよう職員の資質向上に取り組みます。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
実質公債費率	%	8.1	10.0以下
ふるさと納税寄付額	千円	371,636	400,000

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

5-4 広域連携の推進

◆ 現状と課題



(1) 持続可能な自治体運営の実現に向けた広域連携

高度経済成長期以降の交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用等広域的なむらづくりや施策に対するニーズが高まっています。

少子高齢化の進行や大都市圏への人口集中により、地方の人口減少や財政規模の縮小は深刻化しており、事務事業の内容によっては、周辺自治体等との共同により事業運営継続を図る、広域行政の動きも広がっています。

村では、現在、し尿処理を阿蘇広域行政事務組合で、ごみ処理を益城クリーンセンター（嘉島町・益城町・西原村）で、それぞれ共同処理を行っています。また、熊本連携中枢都市圏の連携事業として、国への各種制度の要望活動等の取組を実施しています。

持続可能な自治体運営を図るため、引き続き行財政運営の効率化と併せて、現在の広域行政のかかり方について検討していく必要があります。

(2) 温室効果ガス排出抑制

令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの実現には、化石燃料に依存するエネルギーを再生可能エネルギーにシフトすることが重要な要素のひとつとされていますが、俵山の中腹に位置する九州最大級の風力発電施設「阿蘇にしはらウインドファーム」では風車のリプレイスが計画されており、年間約1.1万トンのCO2削減効果が見込まれています。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組は、国はもちろん、世界規模で取り組まなければならない問題です。村においても、行政はもちろんのこと、地域住民、企業、近隣地域を含めた連携体制を強化し、温室効果ガス削減に向けた取組を様々な場面で推進する必要があります。

◆ 主な取組

5-4 広域連携の推進

5-4-1 広域連携の推進

- 阿蘇広域行政事務組合によるし尿の広域処理を継続します。
- ごみ処理の広域連携については、新たな枠組みへの編入に向けて、熊本市との調整を行います。
- 人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するとともに、熊本連携中枢都市圏協議会での連携事業等の協議を継続します。
また、空港周辺市町村と広域的に情報交換、共有し事業連携を推進します。
- 熊本連携中枢都市圏で掲げている「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、村民や事業者などの温暖化対策を促進するにあたり、本村が率先して事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減します。

◆ 主な評価指標

指標名	単位	実績値 ※1 (2022年度)	目標値 ※2 (2027年度)
ごみ処理の広域処理にかかる新たな枠組みの構築	-	-	一部実施

※1 特にことわりがない限り、本計画策定時点で、実績が確認可能な2022年度を最新の実績値として記載しています。

※2 前期基本計画の目標年度は2028年度ですが、指標の評価を行うため、計画の見直し時点で実績の取得が可能な2027年度を目標値として設定しています。

資料編

あ

か

用 語	説 明
空き家・空き地バンク	空き家や空き地の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、定住等を目的として空き家・空き地の利用を希望する者に対し紹介する制度のこと。地域の景観や資源の保全にも寄与する。
インフラ	社会や経済活動を支える基盤となる施設や設備の総称。道路、橋、鉄道、空港、通信網などが含まれる。
介護予防サポーター	地域実施している介護予防事業の補助スタッフとして活動するボランティアのこと。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。
書かない窓口	マイナンバーカードやデジタル技術を活用することで、来庁者が行政手続を行う際に、申請書等の書類に記入することなく手続が可能とする取組。
キーパーソン	特定の分野や役割で中心となる人物。情報提供や意思決定において重要な役割を担う。
キャッシュレス納付	現金を使わずに税金や公共料金等を納付する仕組み。スマートフォンや電子マネー、クレジットカード等が利用される。
行政手続のオンライン化	行政手続をインターネット上で行えるようにする取組。申請や手続の簡素化や効率化を図り、利便性を向上させる。
広域連携	複数の地域や機関が連携して取り組むこと。地域課題の解決やサービスの充実につながる。
グリーンツーリズム	自然や環境に配慮するとともにその魅力を活用した観光の形態。自然保護や地域振興を目的とした旅行や体験が含まれる。
ゴールデンエイジ	特に9歳～12歳頃の年代を指し、さまざまな神経回路が形成されていく大切な時期とされる。

用 語	説 明
再生可能エネルギー	太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの。 地球環境への負荷が少ない。
サプライヤー	物品やサービスを提供する企業や個人。製造業での部品供給者やサービス業での協力会社などが該当する。
サロン(スーパーサロン)	コミュニティや趣味を共有する住民の集いの場。地域交流や学びの場として機能する。 また、スーパーサロンでは「ふれあいいきいきサロン」の強化版として西原村独自のオリジナル体操「たいぎゃよか体操」を取り入れた介護予防を中心として週1回の活動を行っている。
重層的支援体制	自治体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続けることを目指した支援体制。 「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。
準都市計画区域	平成12年の都市計画法改正で、市町村が指定する区域として創設された制度であり、都市計画区域が「整備・開発及び保全を行う区域」であるのに対し、準都市計画区域は「都市計画区域外の区域のうち、積極的な整備・開発は行わないものの一定の開発が見込まれる区域」であり、かつ、「そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、散発的な都市的土地利用のおそれがある区域」と定義されている。
小規模特認校制度	複式学級をはじめとした小規模校の課題解消を図るため「従来の通学区域は残したまま、市内のどこからでも転入学を認める」制度。
情報モラル	インターネットやSNSの利用における倫理観やマナー。 情報の適切な扱い方や個人情報保護が含まれる。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
森林環境譲与税	森林保全や環境保護のための税制。 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

用 語	説 明
森林の多面的機能	森林が持つ生態系や生物多様性、水源涵養、CO2吸収などの機能。森林の保全や適切な管理が求められる。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。 センサーやロボット、データ分析などを導入し、生産性や品質の向上を図る。
スローフード	おいしく健康的で（GOOD）、環境に負荷を与えず（CLEAN）、生産者が正当に評価される（FAIR）食文化を目指す社会運動。 ※一般社団法人 日本スローフード協会より
セーフティーネット	社会的弱者や困難な状況にある人々を支援する制度や仕組み。生活保護や失業保険などが含まれる。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域共生社会	地域・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

用 語	説 明
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関。
地域未来塾	退職された教員や学習塾関係者をはじめ、様々な地域人材を活用して学習支援を行うもので、自治体ごとに工夫した取組が行われている。
地方創生	人口急減・超高齢化という大きな課題に対し地域が一体となって取り組み、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指すもの。
地方分権	地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、中央政府から地方自治体へ権限や財源を委譲する政策。
テレワーク	ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定検診	特定健康診査のことを指し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見し、早期対策に結びつけることを目的とする。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
ネーミングライツ	特定の名称や商標を使用する権利。
農地の集約・集積	農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。 農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。
ハザードマップ	災害リスクや危険箇所を地図上に示したもの。 地域の防災対策や避難計画の基礎情報となる。

な

は

	用 語	説 明
	パブリックコメント	行政機関が政策や条例を定めるうえで、あらかじめ一般住民に対して案を公表し、広く意見や提案を募集する手続。
	火入れ	森林または原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却すること。山林や農地の清掃や管理に用いられる。
	ふるさと塾	子どもの発達段階に応じた様々な体験活動を重ねることを通して、ふるさとの良さを知り、ふるさとに誇りを持つ子どもを育てることを目的としたプログラム
	ふるさと納税	ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(一定の上限あり)。
	併任徴収	県の税務職員と共同で町税の滞納徴収を行うと。
	放課後健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
ま	マイナンバーカード	国民一人ひとりに割り当てられる個人番号を記載したカード。税務や社会保障等の行政手続に利用される。
	窓口サービスのワンストップ化	異なる行政サービスを一つの窓口で受け付けるシステム。利便性や効率性が向上する。
	ミニデイサービス	デイサービスを利用するほどではない高齢者や障がい者が日中を施設等で過ごすサービス。
や	有収水率	$\text{年間有収水量} \div \text{年間汚水処理水量} \times 100$ 処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということになる。
	遊休農地	農業に使われていない、または不活用な農地のこと。農地の有効活用や地域の活性化が課題となっている。
ら	療育相談員	障がや発達障害を持つ子供や家族の相談を受け、適切な支援やサービスに繋げる支援員。

用 語	説 明
療育・発達支援	障がいや発達障害を持つ子供や家族に対する支援。教育や医療、福祉などが含まれる。
レッドデータブック	レッドデータブックとは、書物絶滅のおそれがある種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物。自然保護や環境政策の基礎資料となる。
AI	Artificial Intelligenceの略であり、人間の思考と同じように動作する仕組みのこと。コンピューターシステムによる知的な活動や人間の学習能力を模倣した技術。
BCP(事業継続計画)	災害や緊急事態に備える企業や組織の計画。事業の中断を最小限に抑え、迅速な復旧を図る。
EM活性液	EMとは、Effective(効果的な)Microorganisms(微生物)のことで、乳酸菌や酵母、光合成細菌など、人間にとっていい働きをしてくれる微生物を指し、EM活性液はEMを天然材料で複合培養したもの。農業や環境保全に役立つ。
GIGAスクール構想	学校におけるコンピューターやネットワーク環境の整備と利用促進を図る文部科学省による政策。学習環境の革新を目指す。
GIS	地理情報システム。地図や空間データを管理し、地域の分析や計画に活用する情報システム。
ICT	Information&Communications Technologyの略で、情報通信技術のこと。
LINE	メッセージングアプリ「LINE」のこと。テキストや音声通話、動画通話などを通じたコミュニケーションが可能。
SDGs	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。国連が採択した17の目標で、貧困や格差の解消、気候変動対策などを目指す。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを通じてユーザー同士が情報やコミュニケーションを行う仕組み。
UIJターン	都市部から地方への移住や転職の促進。働き手や人口の流出を防ぎ、地方の活性化を図る。

令和5年5月19日
告示第18号

(目的及び設置)

第1条 西原村総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、西原村総合計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、村長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員会に副会長を置き、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、村長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

西原村第6次総合計画策定検討委員

No.	氏 名	団体等名	備考
1	山下 一義	西原村議会 議長	
2	高本 孝嗣	西原村議会 産業教育常任委員長	会長
3	堀田 直孝	西原村議会 総務福祉常任委員長	
4	尾崎 幸穂	西原村議会	
5	荒木 均	西原村教育委員会	
6	山田 政晴	西原村農業委員会 会長	副会長
7	碓 強	西原村民生委員児童委員連絡協議会	
8	永田 悦郎	阿蘇農協 西原中央支所担当理事	
9	内田 敏則	西原村商工会 会長	
10	藤吉 昌也	西原村社会福祉協議会 事務局長	
11	藤本 一周	西原村 山西地区区長代表	
12	永野 知覚	西原村 河原地区区長代表	

敬称略

平成27年7月1日

告示第10号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する、西原村人口ビジョンの策定及び西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関して、広く関係者からの意見を聴取するため、西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(意見を聴取する事務)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 西原村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。
- (3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 関係諸団体の役職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

西原村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員(参考資料) —

No.	氏 名	団体等名	備考
1	山下 一義	西原村議会 議長	
2	高本 孝嗣	西原村議会 産業教育常任委員長	会長
3	堀田 直孝	西原村議会 総務福祉常任委員長	
4	尾崎 幸穂	西原村議会	
5	荒木 均	西原村教育委員会	
6	山田 政晴	西原村農業委員会 会長	副会長
7	碓 強	西原村民生委員児童委員連絡協議会	
8	永田 悦郎	阿蘇農協 西原中央支所担当理事	
9	内田 敏則	西原村商工会 会長	
10	藤吉 昌也	西原村社会福祉協議会 事務局長	
11	藤本 一周	西原村 山西地区区長代表	
12	永野 知覚	西原村 河原地区区長代表	
13	藤本 延啓	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科准教授	
14	沖 圭一郎	熊本県県北広域本部 阿蘇地域振興局 局長	
15	西田 典正	肥後銀行 執行役員大津支店長	
16	劔持 智哲	熊本銀行 大津支店長	
17	三宅 史恭	熊本第一信用金庫 大津支店	
18	田中 仁史	連合熊本 菊池・阿蘇地域協議会 事務局長	

敬称略

発 行：令和6(2024)年3月

企画・編集：西原村 企画商工課

〒861-2402 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259

T E L：096-279-3112

U R L：<https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/>



町並み、村並み、
山並みが美しい
持続的に発展するむら